

I 鹿児島県の男女共同参画の現状

鹿児島県の男女共同参画の現状

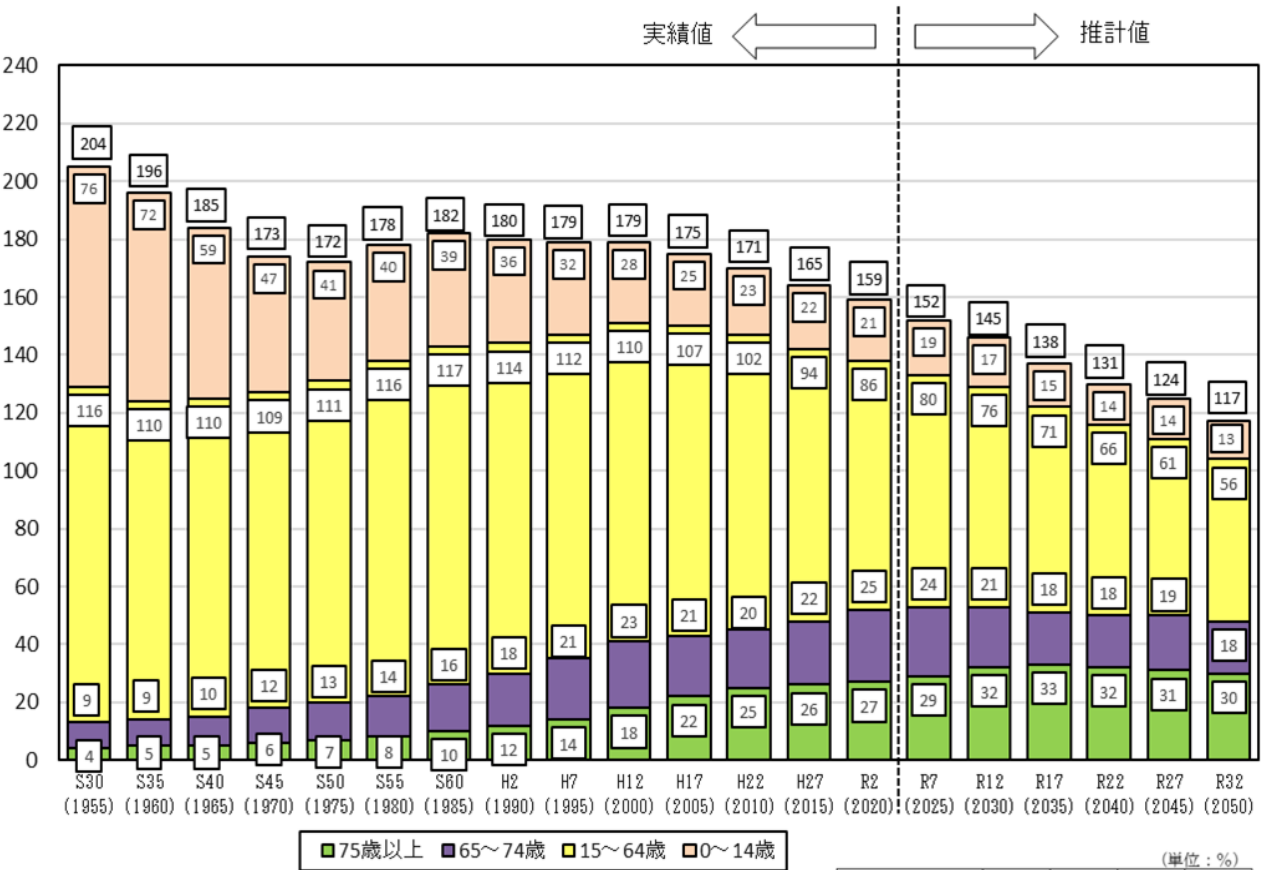
第4次鹿児島県男女共同参画基本計画の各分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標について、その推移をフォローアップするものである。

第1節 鹿児島県の人口

1 本県人口の推移

本県の総人口は、昭和30年の約204万人をピークに減少に転じ、令和2年には約160万人となっている。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加している。

(万人)



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」
注：1955～2020年の総人口（棒グラフ上数字）は年齢不詳を含む。

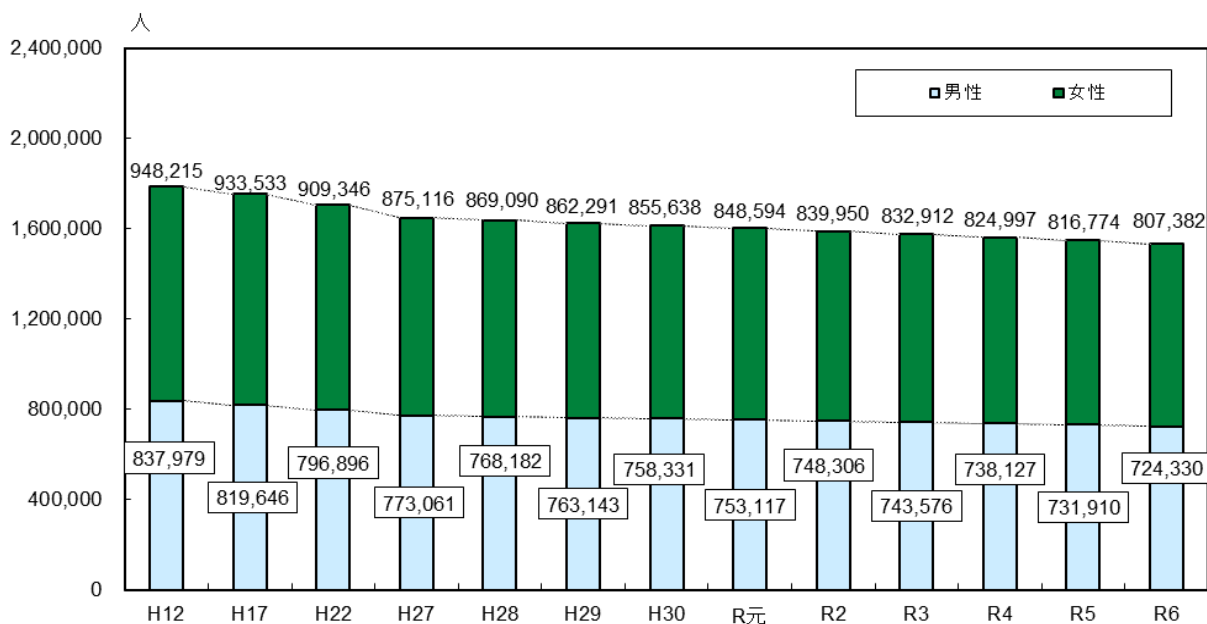
	（単位：％）			
	S35 (1960)	H2 (1990)	R2 (2020)	R32 (2050)
年少人口	36.6	19.9	13.1	11.1
生産年齢人口	56.2	63.5	54.4	47.7
老年人口	7.2	16.6	32.5	41.2
うち75歳以上	2.4	6.8	16.8	25.8

2 男女別人口

本県の人口構成を男女別にみると、令和6年10月1日現在で女性が807,382人、男性が724,330人で、女性が83,052人多く、令和2年の国勢調査時と比較すると、女性が32,568人、男性が23,976人減少している。

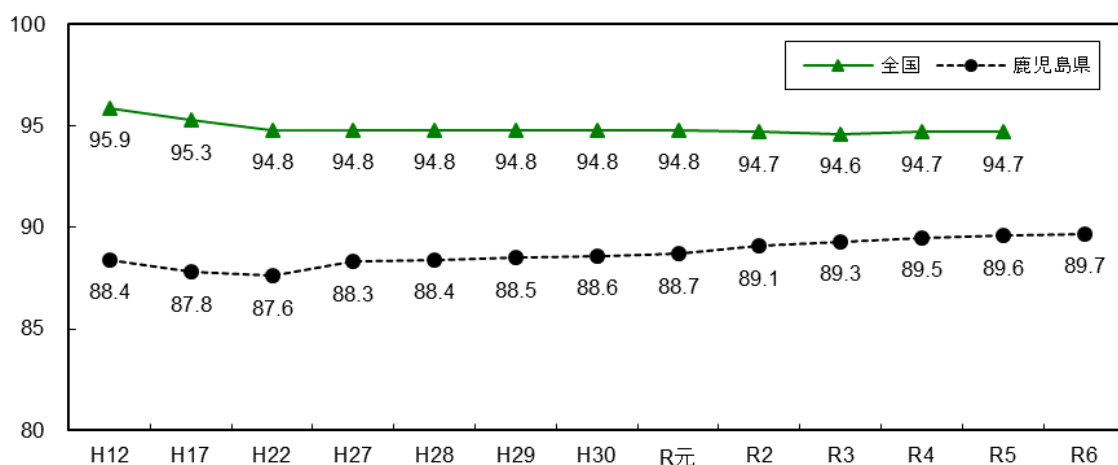
また、令和6年10月1日現在の人口性比（女性100人に対する男性の数）は、89.7となっており、全国と比較して、男性の割合が低い状態が続いている。

・男女別人口の推移



出所：H2～H27, R2 総務省「国勢調査」、H28～R元, R3～R6 県統計課「鹿児島県人口移動調査（推計人口）」

・人口性比の推移（女性100人に対する男性の数）



出所：H12～H27, R2 総務省「国勢調査」、

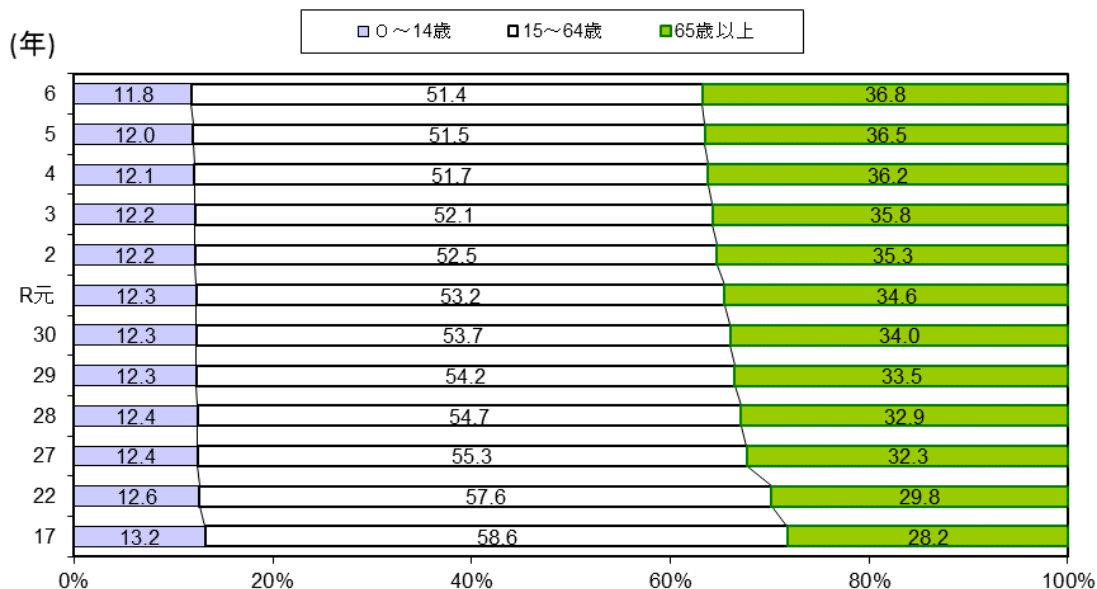
H28～R元, R3～R6 総務省「人口推計」、県統計課「鹿児島県人口移動調査（推計人口）」

3 年齢別人口

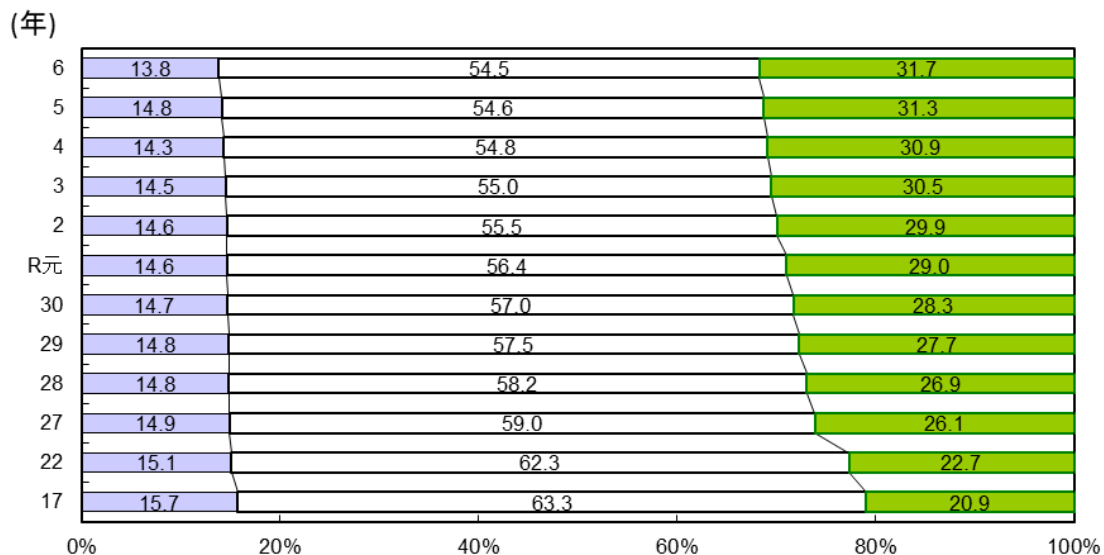
本県の人口構成を男女・年齢別にみると、令和6年10月1日現在で老年人口（65歳以上）は、女性が36.8%、男性が31.7%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。これは、75歳以上の人口構成比の増加によるところが大きい。また、男女ともに生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は減少傾向にある。

・男女・年齢（3区分）別人口の推移

〈女性〉



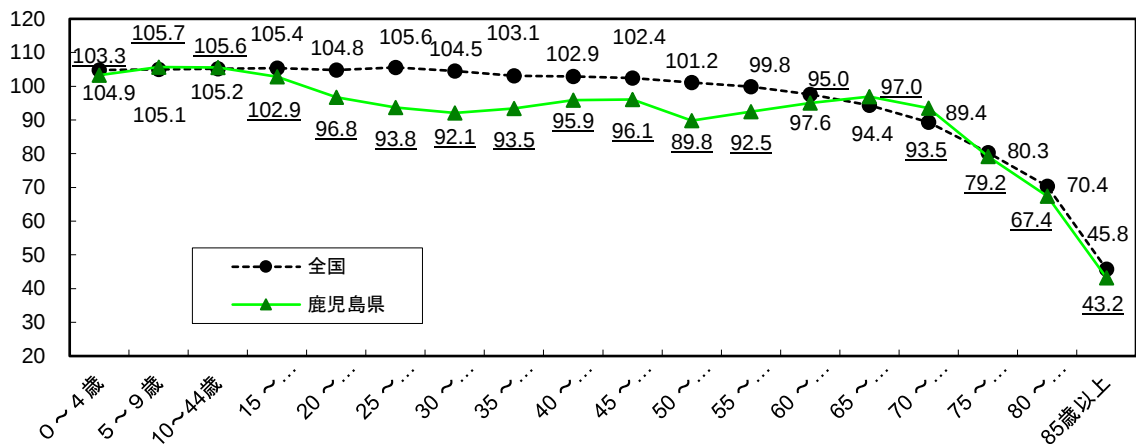
〈男性〉



出所：H17～H27, R2：総務省「国勢調査」，H28～R元，R3～6：県統計課「鹿児島県人口移動調査」

また、年齢別人口性比を全国平均と比較すると、進学や就職で県外へ転出する男性が多い本県の事情を反映し、特に25～29歳において開きが大きくなっている。

・年齢(5歳階級)別人口性比(女100対男の比率)(R2年)



出所：総務省 「令和2年国勢調査」

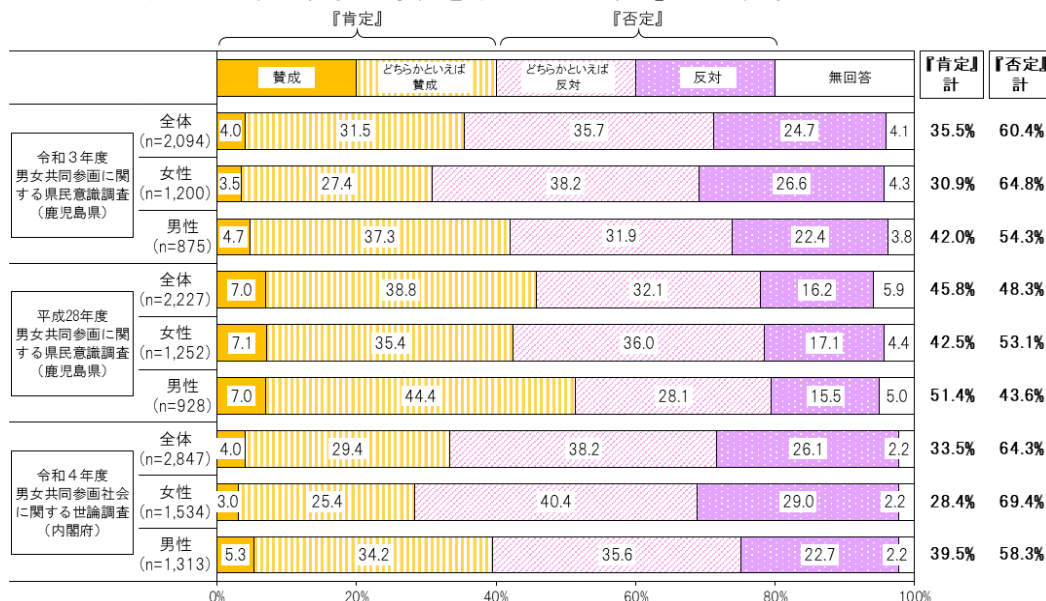
第2節 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画の6つの重点目標毎の現状(推移・比較)

○ 重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、教育・学習の推進

1 性別による固定的な役割分担意識〔本県・全国〕

令和3年度県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識については、今回初めて男女ともに否定する割合が肯定する割合を上回ったが、全国と比較すると、依然として肯定する割合が高い。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

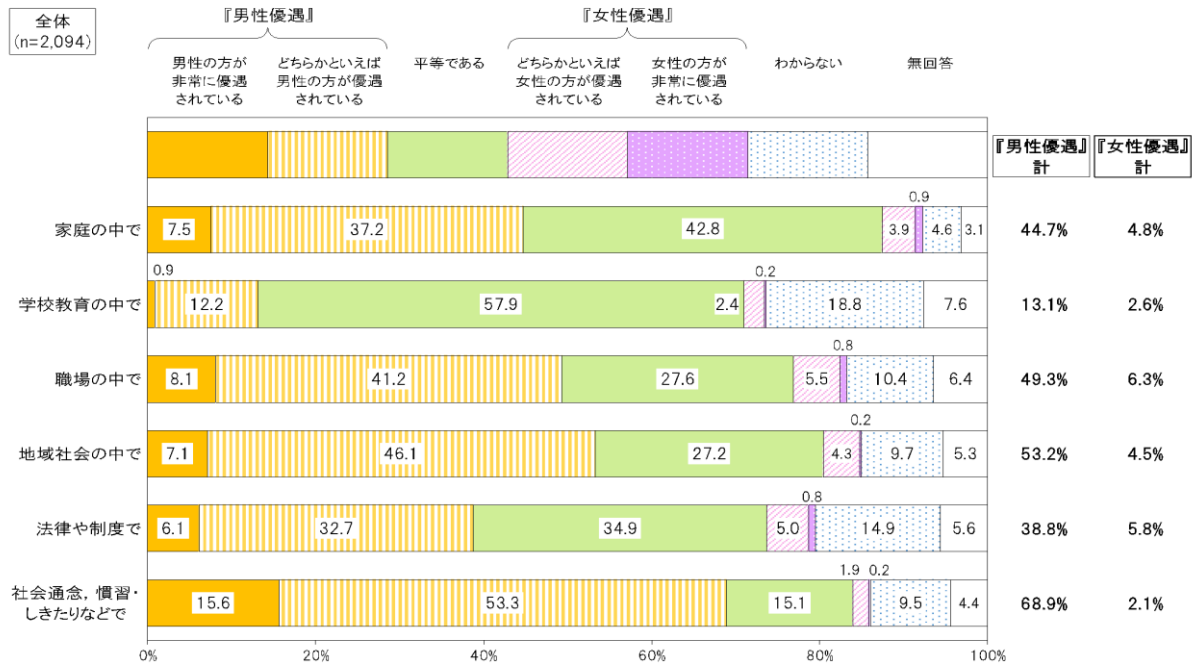


出所：県男女共同参画室 「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年11月調査)

2 各分野の男女の地位の平等感〔本県〕

「学校教育の中で」、「家庭の中で」、「法律や制度で」では「平等」という回答が多いが、「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「職場の中」、「地域社会の中」で約5割の人が、男女の地位に不平等感を感じている。

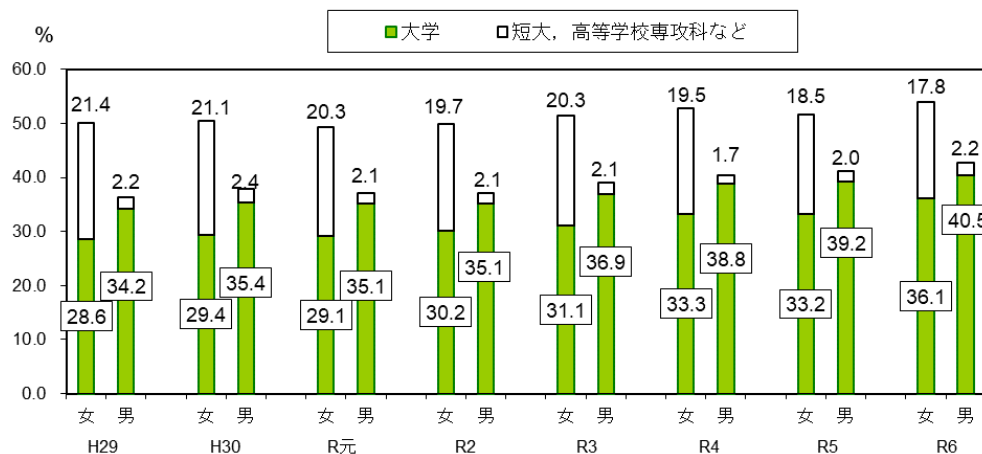


出所：県男女共同参画室 「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

3 大学等への進学状況〔本県〕

令和6年3月における県内の高等学校の卒業生（女性6,338人、男性6,660人）のうち、大学等（短期大学、大学・短期大学の通信教育部等を含む。）に進学した者及びその割合を男女別にみると、女性が3,414人（53.9%）、男性が2,848人（42.8%）となっており、女性は男性より11.1ポイント高くなっているが、そのうち、大学（学部）への進学者数及びその割合をみると、女性が2,285人（36.1%）、男性が2,700人（40.5%）となっており、女性は男性より4.4ポイント低くなっている。

県内の高等学校卒業生の進学状況（令和6年3月現在）

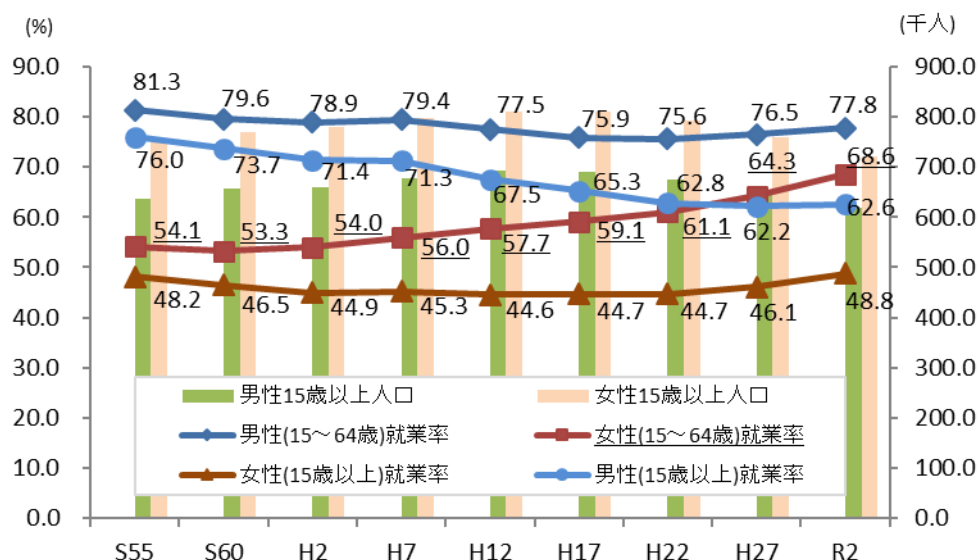


出所：文部科学省、県統計課「学校基本調査」

○ 重点目標２ 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備

４ 就業率の推移〔本県〕

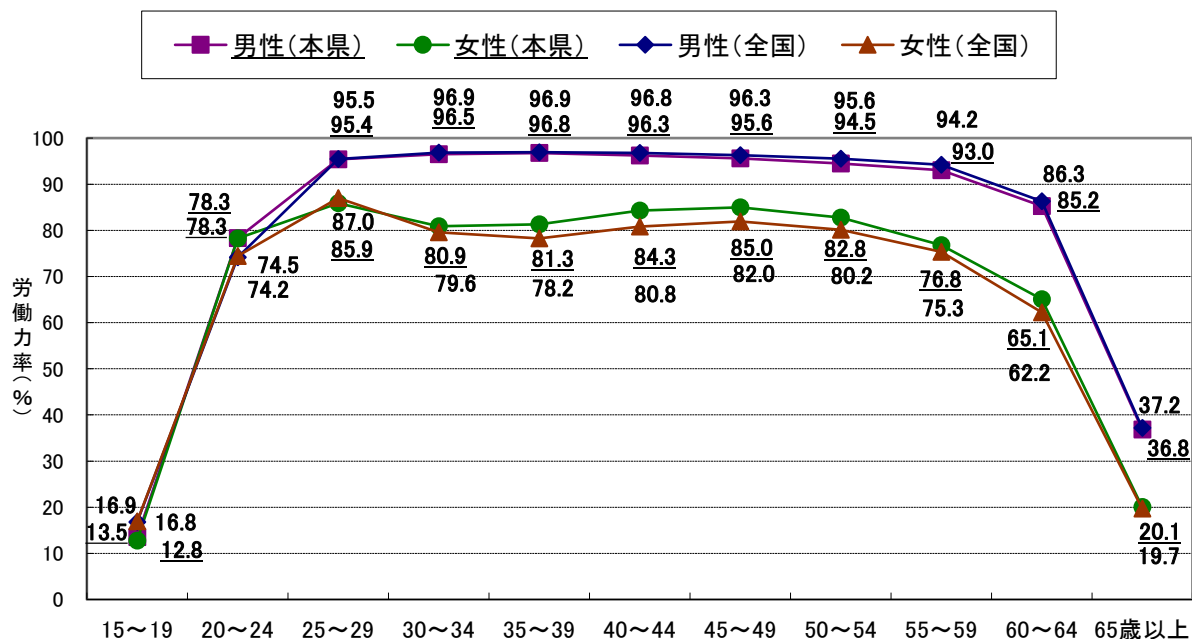
本県における女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、令和2年10月1日現在で48.8%となっており、平成27年の前回調査に比較して、2.7ポイント上昇している。



出所：総務省「国勢調査」から男女共同参画室が作成
15～64歳の就業率は、「15～64歳就業者数」/「15歳～64歳人口」×100。

５ 男女別年齢階級別労働力率〔本県・全国〕

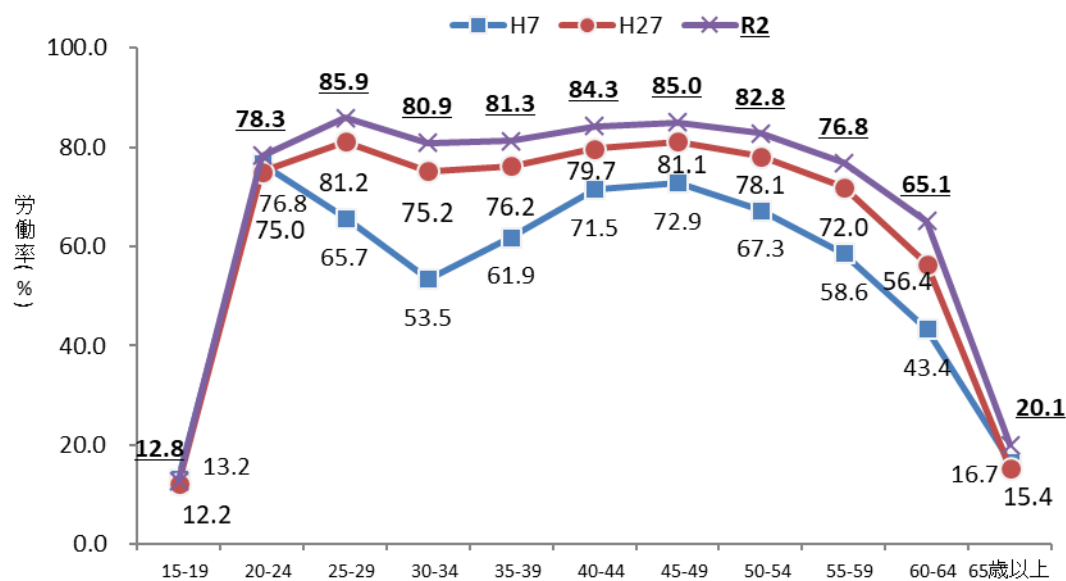
本県における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25～59歳までの全ての年齢層で大きな変化はない。一方、女性では出産・育児期に就業を中断することから、30歳から34歳を底とする「M字カーブ」を描いているものの、カーブは浅くなってきている。



出所：総務省「令和2年国勢調査」
不詳補完値による。

6 労働力率の推移〔本県・女性〕

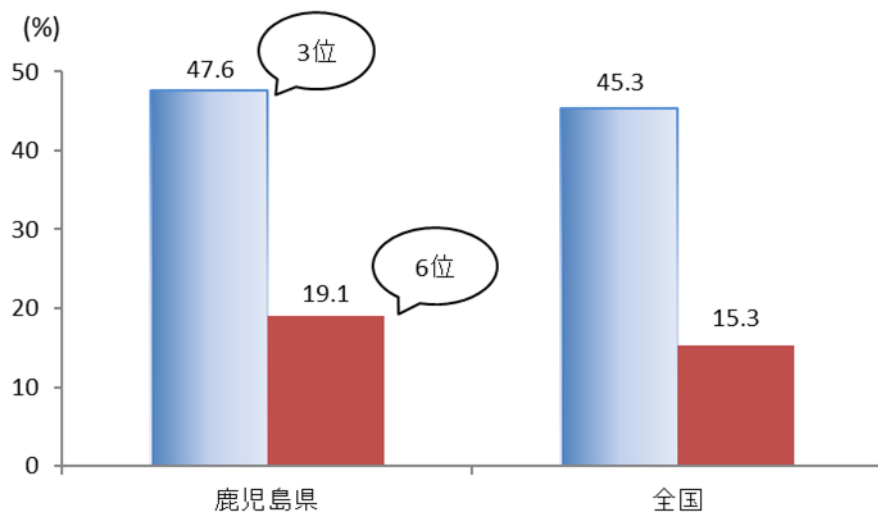
本県の女性の年齢階級別の労働力率の推移をみると、平成7年と比較して、「M字の底」が上がってきている。



出所: 総務省「国勢調査」 H7は原数値, H27とR2は不詳補完値による。
労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」「15歳以上人口」×100。

7 有業者・管理的職業従事者(※)に占める女性の割合〔本県・全国〕

本県の有業者に占める女性の割合は47.6%であり、働く女性が多い状況であるが、管理的職業従事者に占める女性の割合は19.1%と低い水準に留まっている。



■ 有業者に占める女性の割合 ■ 管理的職業従事者に占める女性の割合

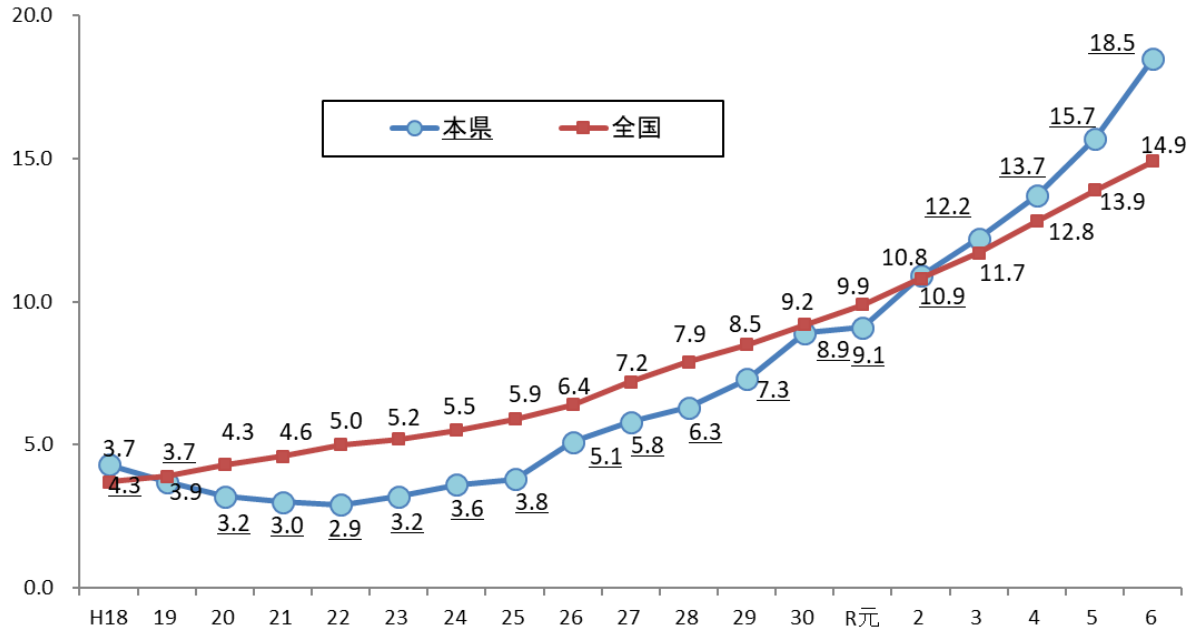
(※) 管理的職業従事者: 法人・団体役員や管理的公務員等、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事する者をいう。

出所: 総務省 「令和4年就業構造基本調査」

8 県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合〔本県・全国〕

県職員（一般行政職）における管理職の在職状況をみると、令和6年4月1日現在で女性は57人（前年49人）で、本庁が28人（前年30人）、出先機関が29人（前年19人）となっている。

また、管理職総数に占める女性の割合は18.5%（前年15.7%）で、本庁が17.3%（前年18.1%）、出先機関が19.9%（前年13.0%）となっている。



出所：内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※一般行政職の数値を掲載。本県においては、知事部局・教育庁・県立病院局・警察本部の計

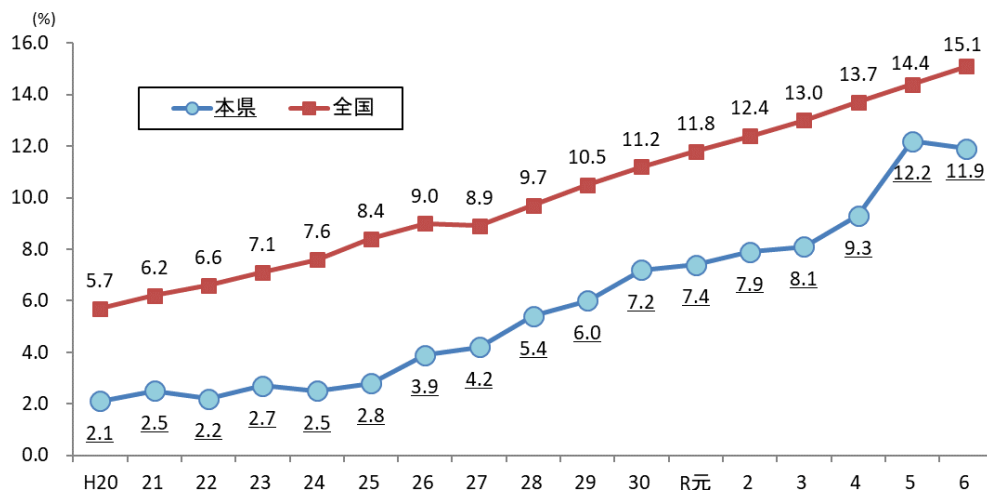
● 県職員（一般行政職）における管理職の在職状況（令和6年4月1日現在） 【単位：人，%】

区 分		総 数	う ち 女 性				
			人 数	割 合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
本 庁	知 事 部 局	127	25	19.7	2	5	18
	地方公営企業（県立病院局）	3	0	—	0	0	0
	教育委員会	22	2	9.1	0	0	2
	警 察 本 部	10	1	10	0	0	1
	計	162	28	17.3	2	5	21
地 支 方 事 務 所 庁	知 事 部 局	113	25	22.1	1	3	21
	地方公営企業（県立病院局）	6	0	—	0	0	0
	教育委員会	27	4	14.8	0	0	4
	警 察 本 部	0	0	—	0	0	0
	計	146	29	19.9	1	3	25
県 計		308	57	18.5	3	8	46

（県男女共同参画室調べ）

9 市町村の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合〔本県・全国〕

県内の市町村職員（一般行政職）における管理職の在職状況をみると、令和6年4月1日現在で女性は168人（前年164人）で、市が136人（前年135人）、町村が32人（前年29人）となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は11.9%（前年12.2%）で、市が12.9%（前年13.4%）、町村が9.1%（前年8.7%）となっている。



出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※出所における一般行政職の数値を掲載

● 市町村職員（一般行政職）における管理職の在職状況（令和6年4月1日現在）

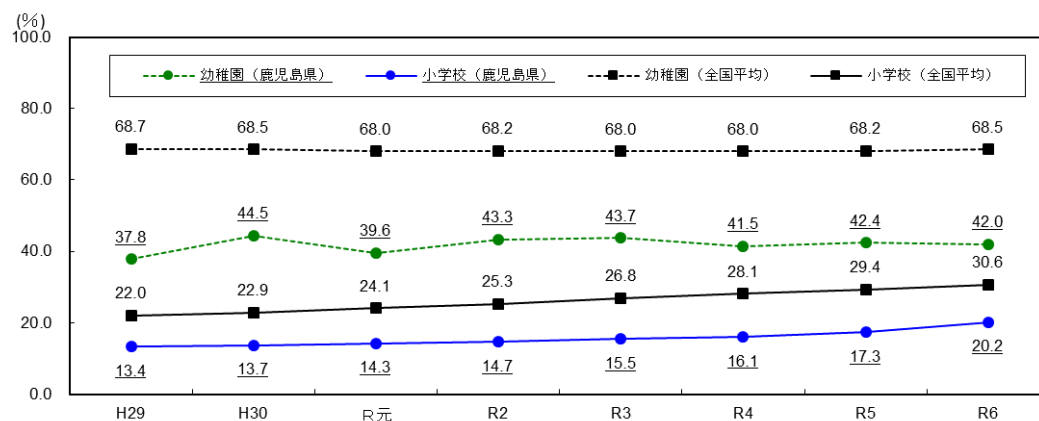
【単位：人，％】

区 分	総 数	う ち 女 性				
		人 数	割 合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
市	1,058	136	12.9	13	1	122
町 村	350	32	9.1	0	0	32
市町村計	1,408	168	11.9	13	1	154

（県男女共同参画室調べ）

10 幼稚園・小学校教員の管理職における女性の割合の推移〔本県・全国〕

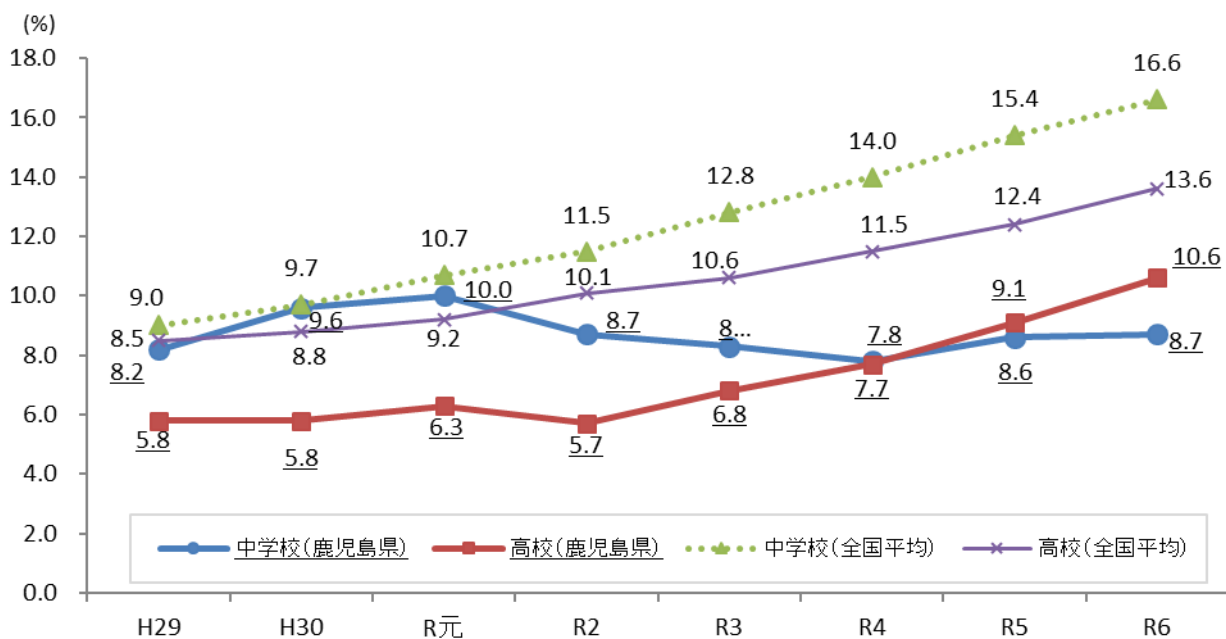
県内の学校のうち幼稚園、小学校における管理職（校（園）長、副校（園）長、教頭）総数に占める女性の割合は、令和6年5月1日現在で幼稚園が42.0%（前年42.4%）、小学校が20.2%（前年17.3%）となっている。



出所：文部科学省「学校基本調査」

1 1 中学校・高等学校教員の管理職における女性の割合の推移〔本県・全国〕

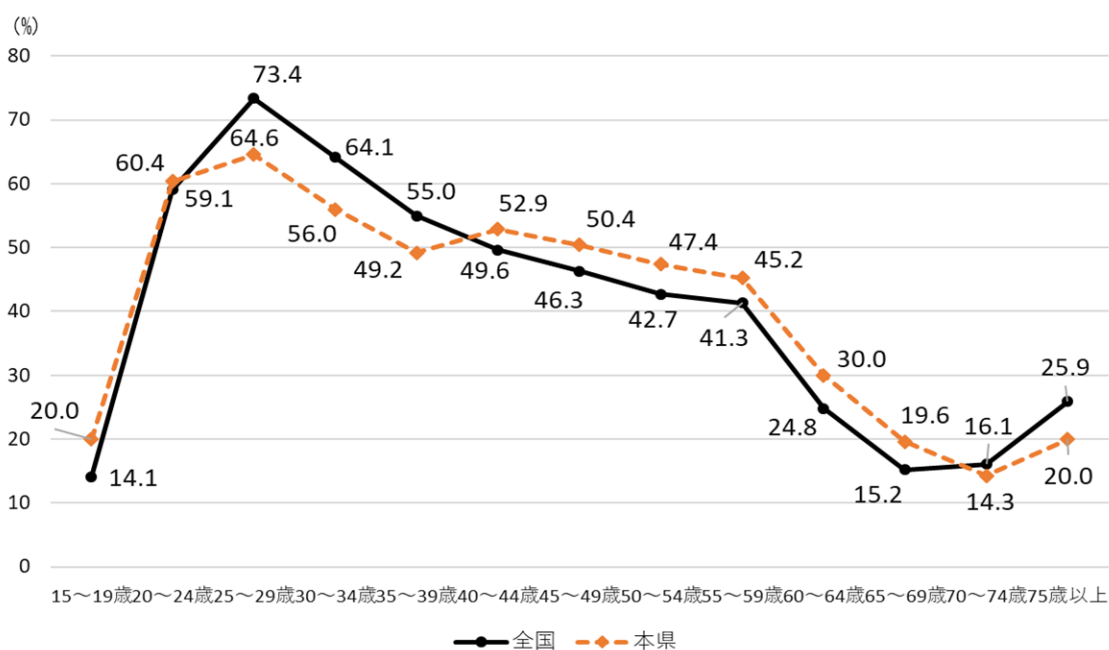
県内の学校のうち中学校，高等学校における管理職（校長，副校長，教頭）総数に占める女性の割合は，令和6年5月1日現在で中学校が8.7%（前年8.6%），高等学校が10.6%（前年9.1%）となっている。



出所: 文部科学省「学校基本調査」

1 2 女性の年代別正規雇用者の割合〔本県・全国〕

本県における女性の正規雇用者の割合は，25歳～29歳で最も高く64.6%となっている。20代後半以降は，40歳～44歳で上昇するものの，70～74歳まで減少傾向となっている。



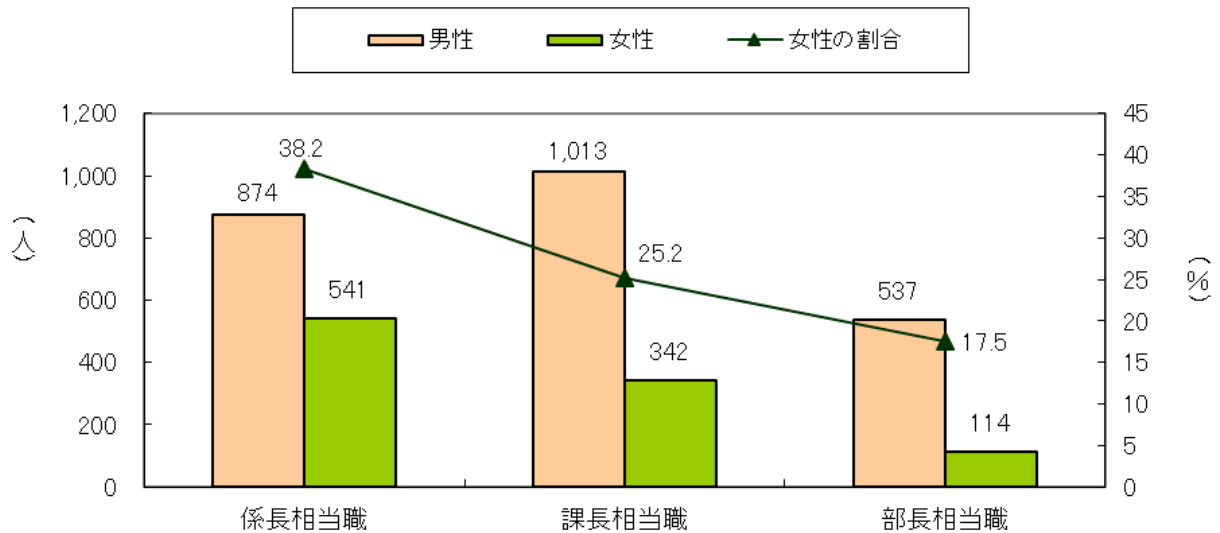
出所: 総務省「令和4年就業構造基本調査」をもとに，県男女共同参画室が算出
正規雇用者の割合は，「(正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員)+(非正規の職員・従業員)」

1 3 事業所の管理的地位に占める女性の割合〔本県〕

県内の事業所における管理職等（係長相当職以上）総数に占める女性の割合は、令和4年9月30日現在で29.1%となっており、「係長相当職」が38.2%、「課長相当職」が25.2%、「部長相当職」が17.5%と役職が上がるにつれて割合が低下している。

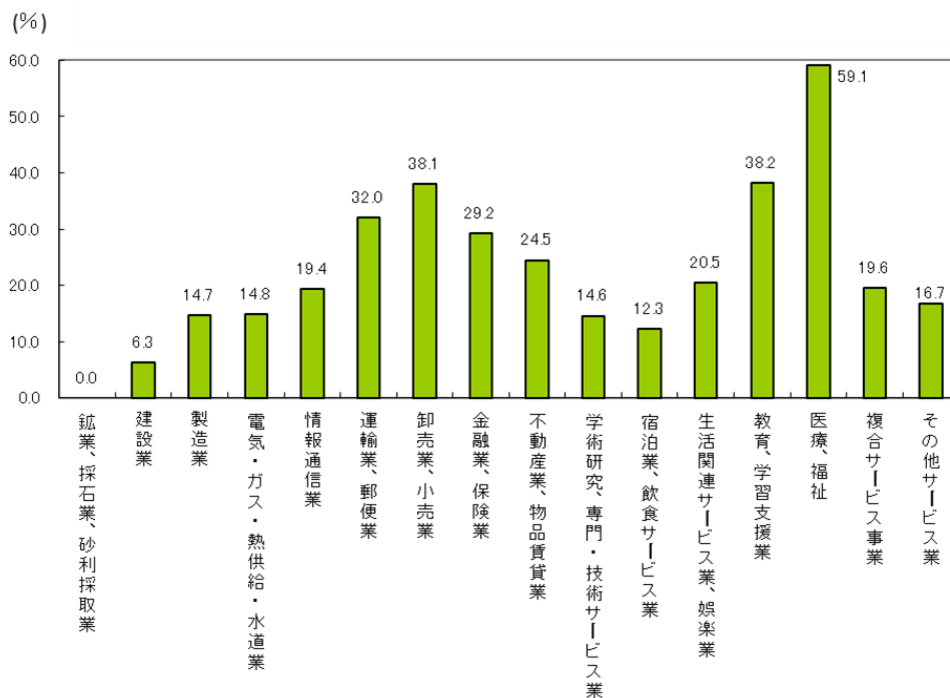
また、産業別に女性の割合をみると、「医療・福祉」（59.1%）が最も多く、次いで「教育、学習支援業」（38.2%）、「卸売業、小売業」（38.1%）の順となっている。

管理職等における女性の割合（階級別）



出所：県雇用労政課「令和4年度労働条件実態調査」

管理職等における女性の割合（産業別）

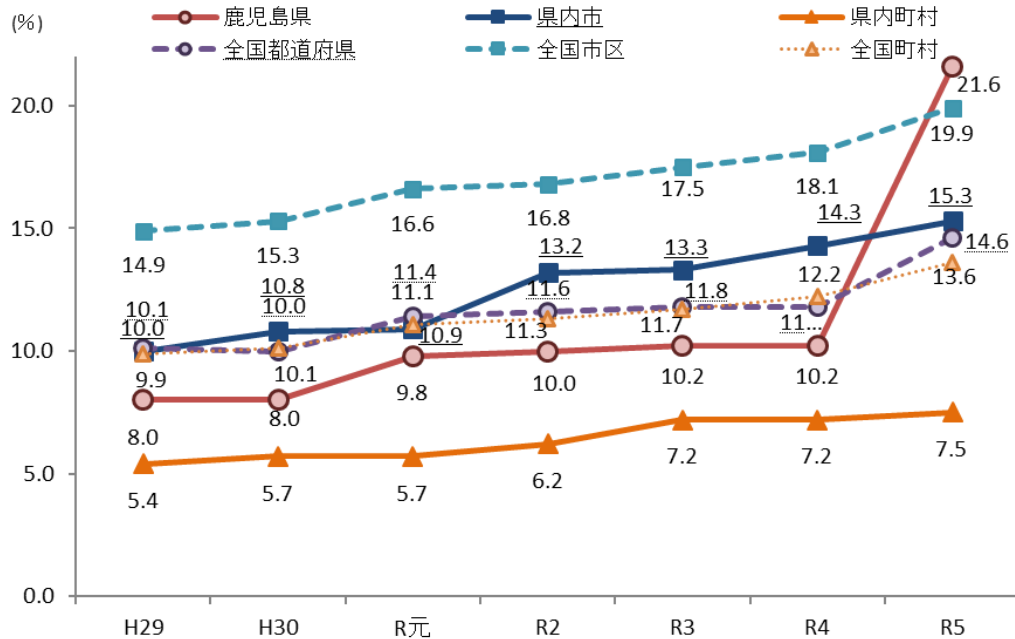


出所：県雇用労政課「令和4年度労働条件実態調査」

1 4 県、市(区)町村議会における女性議員の割合の推移〔本県・全国〕

本県議会議員の在職状況をみると、令和5年12月31日現在で女性は11人（前年5人）で、議員総数に占める女性の割合は21.6%（前年10.2%）となっている。

また、県内の市町村議会議員の在職状況をみると、令和5年12月31日現在で女性は79人（前年75人）で、市議会が58人（前年55人）、町村議会が21人（前年20人）となっている。また、議員総数に占める女性の割合は12.0%（前年11.3%）で、市議会が15.3%（前年14.3%）、町村議会が7.5%（前年7.2%）となっている。

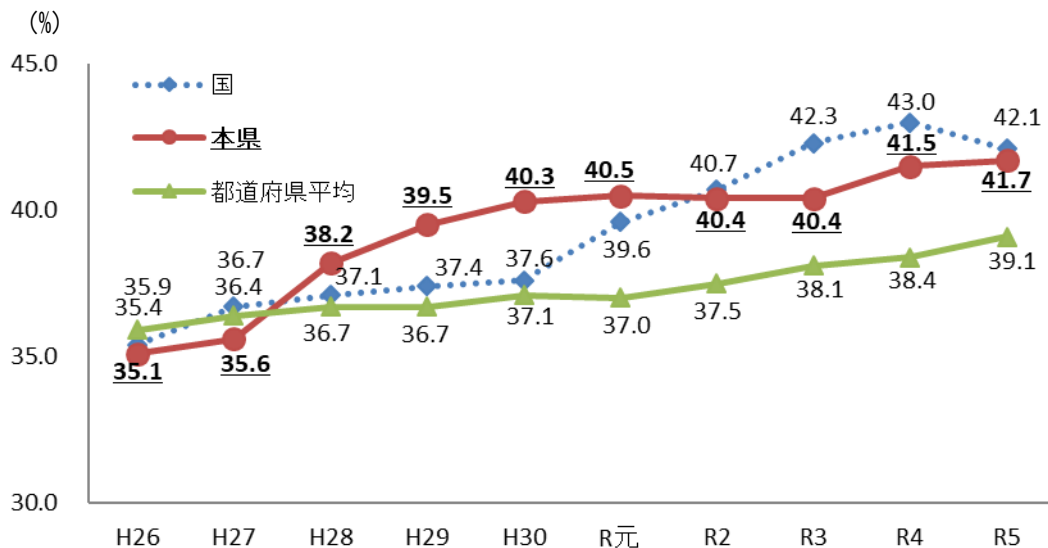


出所：総務省 「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

1 5 審議会等における女性委員の割合の推移〔本県・全国〕

本県の審議会等の状況をみると、令和6年3月31日現在で、女性が1人以上属している審議会数は89で、割合は98.9%（前年98.9%）となっている。

女性は712人（前年697人）で、委員総数に占める女性の割合は41.7%（前年41.5%）となっている。

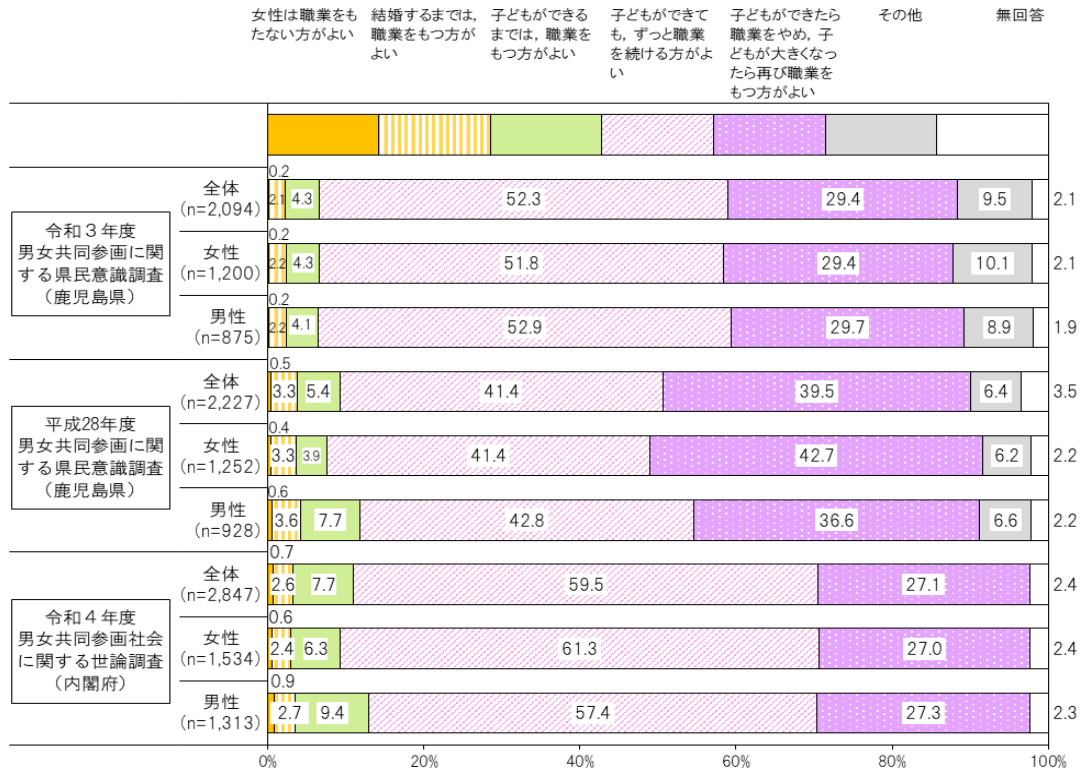


出所：内閣府男女共同参画局 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

16 女性が職業を持つことについての意識〔本県・全国〕

令和3年度県民意識調査によると、女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（52.3%）と回答した割合が最も高く、初めて半数を上回った。

性別でみても、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合が最も高くなっている。

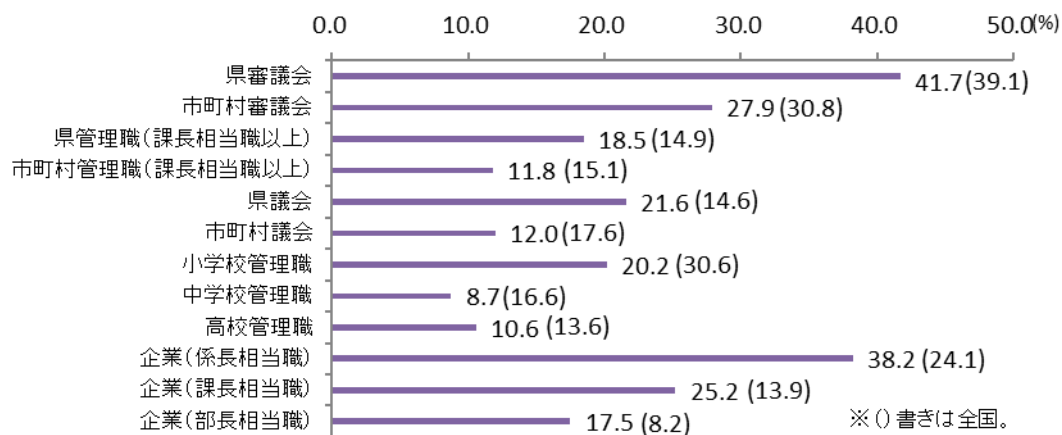


出所：県男女共同参画室 「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年11月調査）

17 各分野における女性の参画の状況〔本県・全国〕

全国と比較して、市町村審議会、市町村管理職、市町村議会、学校管理職で女性の参画が低い状況となっている。

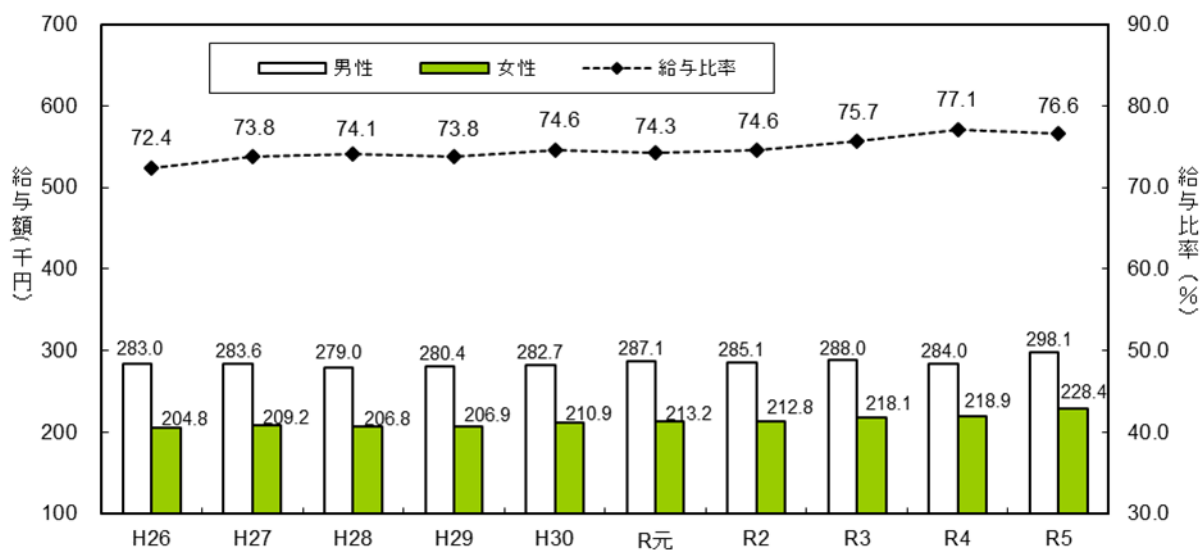


出所

- ・内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(R6)」
- ・総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査(R5)」
- ・文部科学省「学校基本調査(R6)」(私立学校含む。)
- ・県雇用労政課「令和4年度労働条件実態調査」(5名以上)
- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(R4)(100名以上)

18 男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移〔本県〕

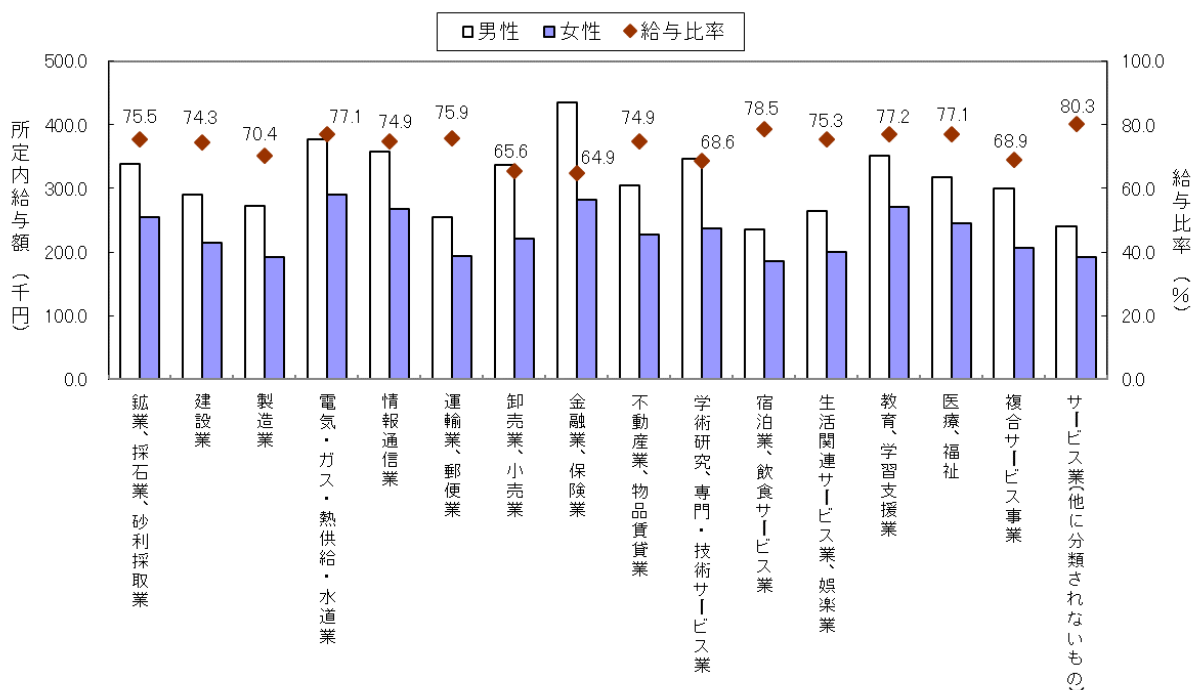
県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況を見ると、令和5年6月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は76.6%（前年77.1%）となっている。



出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

19 産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率〔本県〕

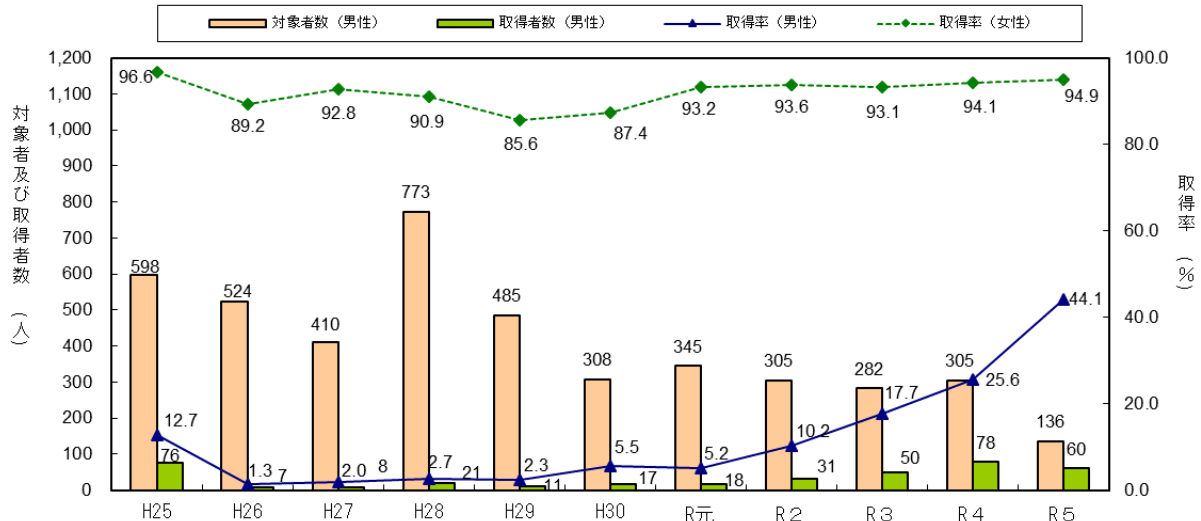
県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況を産業別にみると、令和5年6月現在で、男性と女性の賃金格差が最も小さいのは、「サービス業（他に分類されないもの）」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」，「教育、学習支援業」となっている。



出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

20 育児休業取得状況〔本県〕

県内事業所における令和5年（令和4年10月～令和5年9月の1年間）の育児休業取得状況をみると、女性は、対象者176人のうち取得者は167人で、取得率は94.9%となっているが、男性は対象者136人のうち取得者は60人で、取得率は44.1%であり、令和4年から18.5ポイント上昇したものの、女性と比べると依然として取得率が低い状況である。



（注）回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

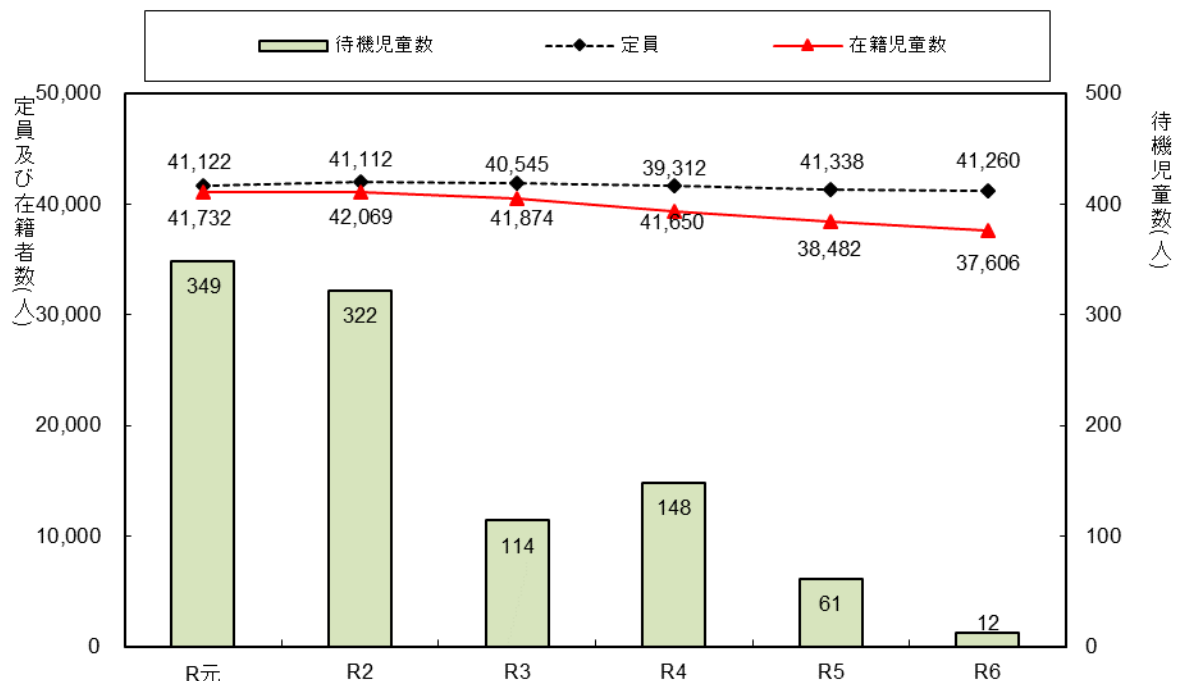
平成25年の男性の取得率が上昇したのは、日数単位での短期間（1週間程度）の育児休業を取得した男性が増えたため

出所：県雇用労政課 「労働条件実態調査」

21 県内の保育所等における定員・児童数の推移

県内の保育所等について、令和6年4月1日現在の状況をみると、定員は41,260人で、令和5年から78人減少し、在籍児童数は37,606人で、令和5年から876人減少した。

なお、待機児童数は12人で、令和5年から49人減少している。



出所：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」

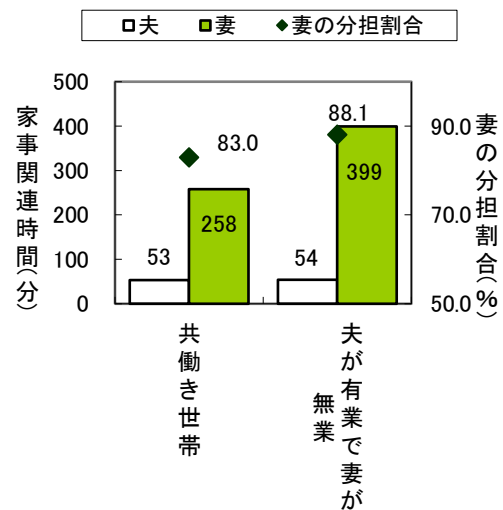
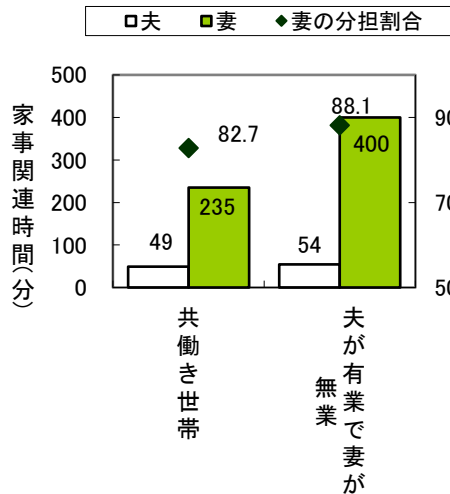
2 2 夫婦の家事関連時間〔本県・全国〕

本県における家事関連時間の妻の分担割合は、「共働き世帯」が82.7%、「夫が有業で妻が無業の世帯」が88.1%となっており、有業・無業にかかわらず、妻の分担割合が大きくなっている。

全国の状況を見ても、本県と同様、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短く、妻の家事関連時間の分担割合が大きくなっている。

《本県》

《全国》



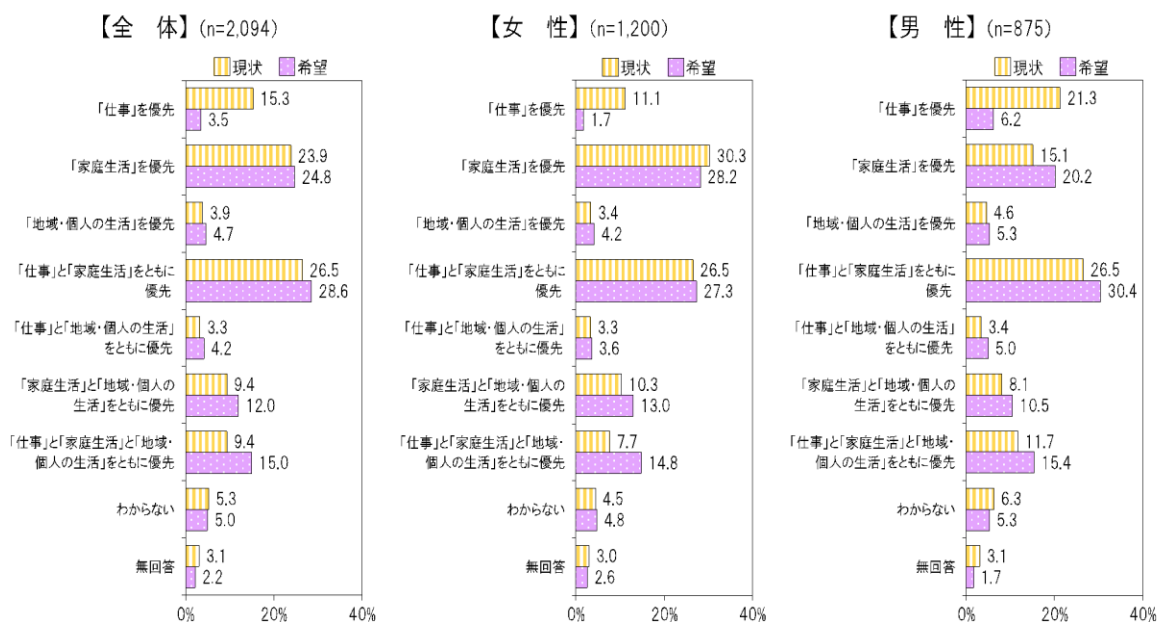
出所：総務省 「令和3年社会生活基本調査」

2 3 仕事、家庭生活、地域活動の優先度〔本県〕

令和3年度県民意識調査によると、仕事、家庭生活、地域活動の優先度について、「現状」では「仕事と家庭生活をともに優先している」(26.5%)と回答した割合が最も高く、次いで「家庭生活を優先している」(23.9%)、「仕事を優先している」(15.3%)の順となっている。

性別で見ると、女性は「家庭生活を優先している」(30.3%)、男性は「仕事と家庭生活をともに優先している」(26.5%)という回答が多くなっている。

家庭生活や地域活動へのかかわり方の理想と現実

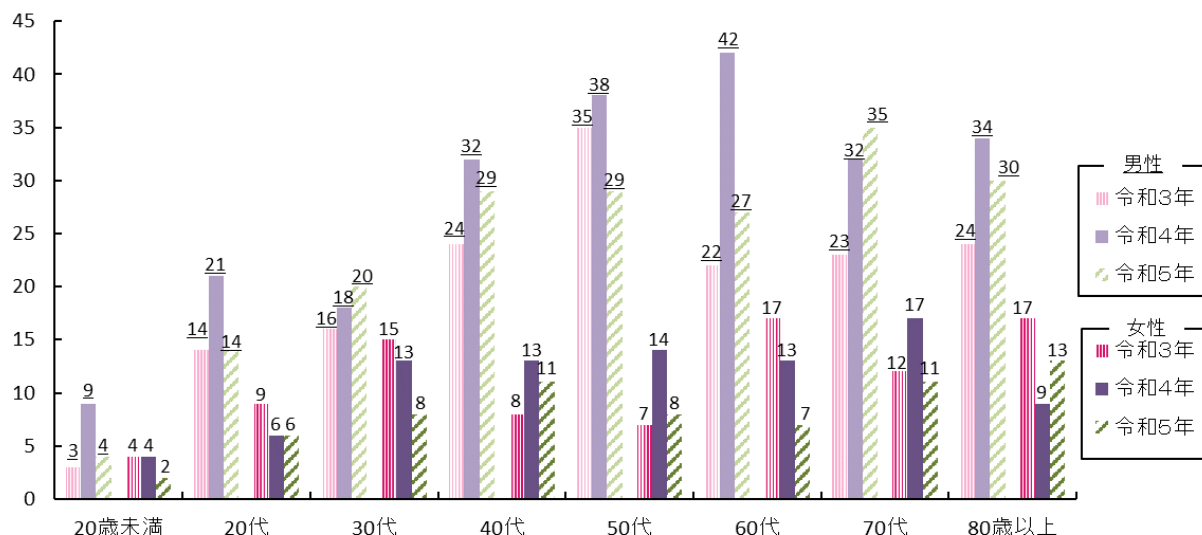


出所：県男女共同参画室 「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

○ 重点目標３ 生涯を通じた健康支援

２４ 年代別自殺者数の推移〔本県〕

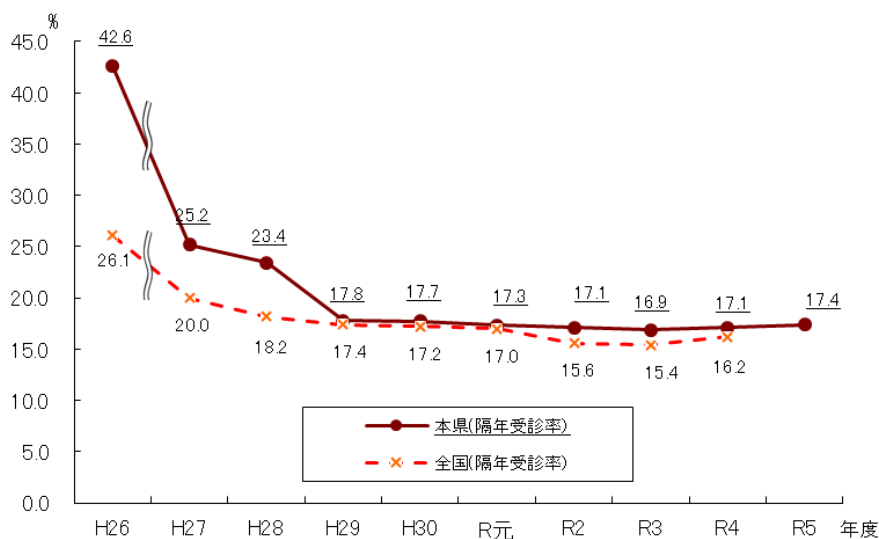
本県における令和５年の自殺者数は２５４人であり、女性が６６人（２６．０％）、男性が１８８人（７４．０％）となっている。また、年代・性別では、７０代男性（３５人）、８０歳以上男性（３０人）、４０代男性と５０代男性が同数（２９人）の順となっている。



出所：厚生労働省 「人口動態統計」

２５ 乳がん検診受診率の推移〔本県・全国〕

本県における令和５年度の乳がん検診受診率は１７．４％となっており、前年度より０．３ポイント高くなっている。

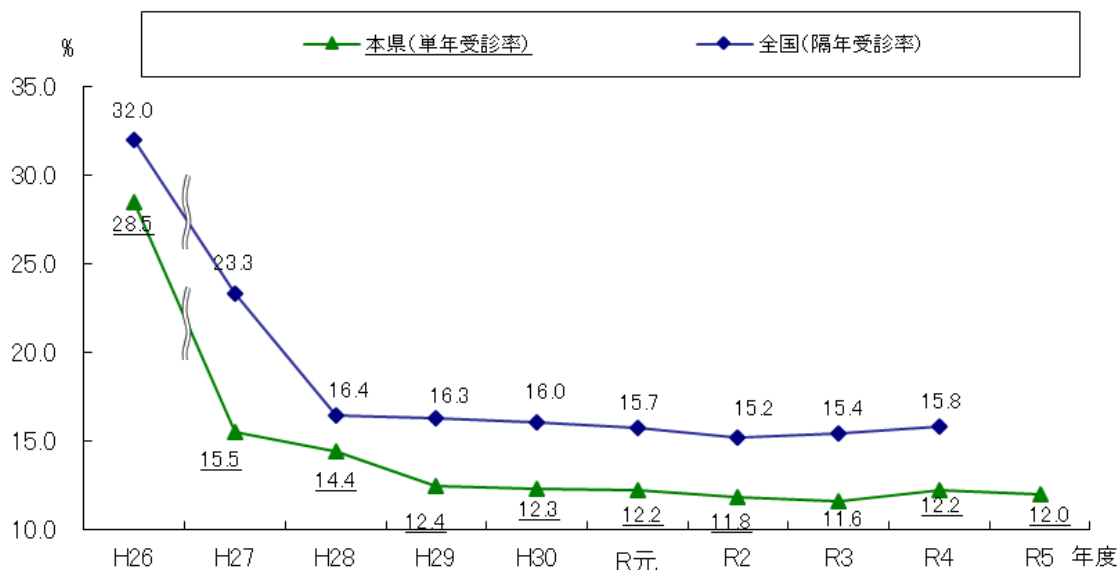


（注）平成 25、26 年度は、「がん対策推進基本計画」に基づき、受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳までとしているが、平成 27 年度からは厚生労働省通知に基づき、対象者数の計上方法を「(対象年齢の)全住民とする」に統一している。

出所：全国 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県 県健康増進課「県集計報告」

26 子宮がん検診（頸部）受診率の推移〔本県・全国〕

本県における令和5年度の子宮がん検診受診率は12.0%となっており、前年度より0.2ポイント低くなっている。

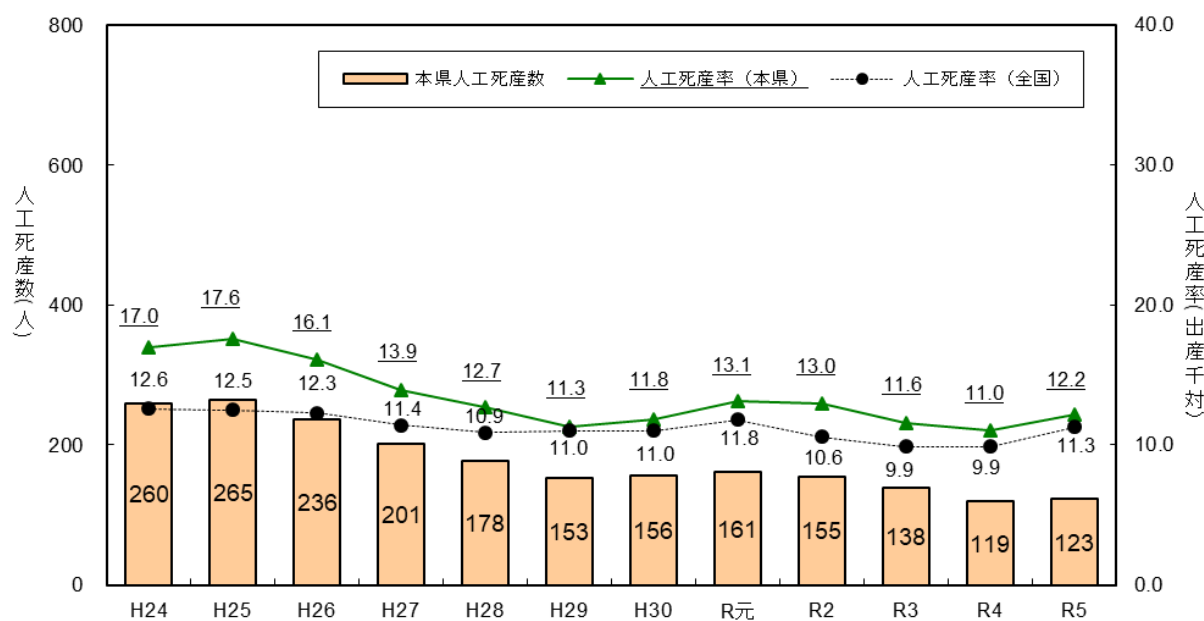


(注) 平成26年度は、「がん対策推進基本計画」に基づき、受診率の算定対象年齢を40歳から69歳までとしているが、平成27年度からは厚生労働省通知に基づき、対象者数の計上方法を「(対象年齢の)全住民とする」に統一している。

出所：全国 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県 県健康増進課「県集計報告」

27 人工死産率の推移〔本県・全国〕

本県における令和5年度の死産（妊娠満12週以後の死児の出産）の状況をみると、人工死産率（出産千対）は12.2となっている。

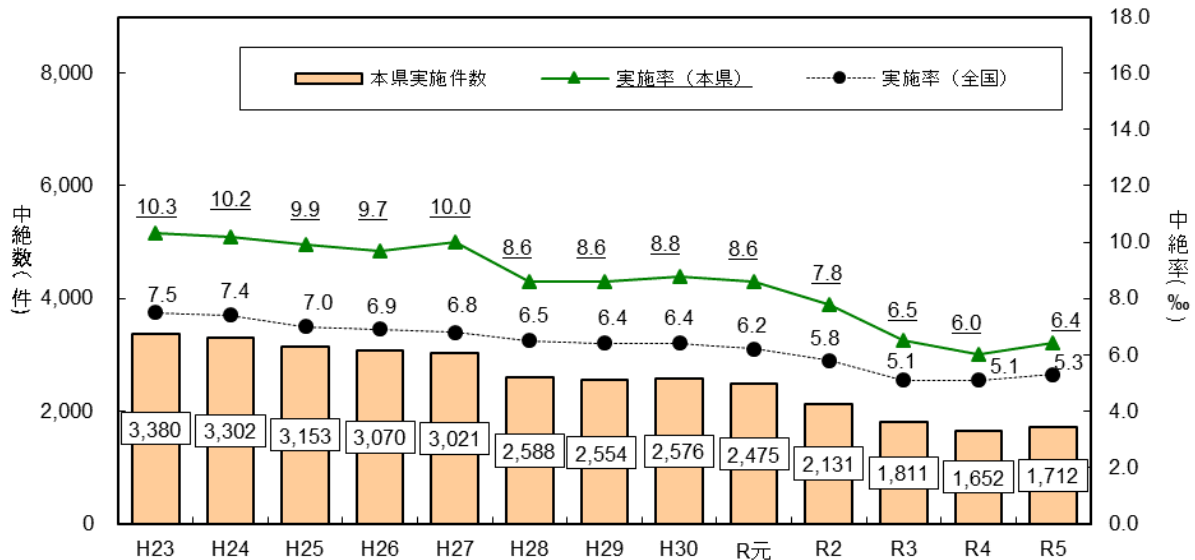


出所：厚生労働省 「人口動態統計（確定数）の概況」

28 人工妊娠中絶実施状況の推移〔本県・全国〕

本県における人工妊娠中絶の実施状況をみると、平成17年度には4,534件であったものが、近年は減少傾向にあり、令和5年度は1,712件となっている。

なお、令和5年度の人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）は6.4となっており、本県は全国よりも高い水準で推移している。

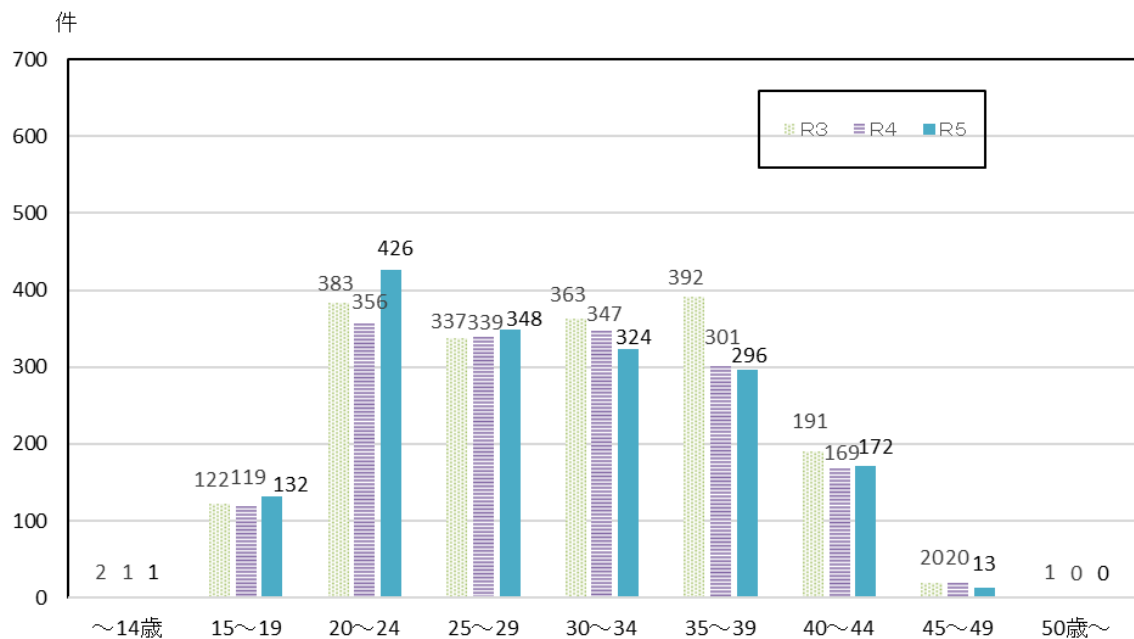


出所：厚生労働省 「衛生行政報告例」

29 母の年齢階級別人工妊娠中絶実施数の推移〔本県〕

年齢階級別の人工妊娠中絶実施数の推移をみると、令和5年度は20～24歳が最も多く、20～39歳で全体の81.4%を占めている。

なお、令和5年度の20歳未満については、15歳未満が1件、15～19歳が132件と、全体の7.8%となっている。



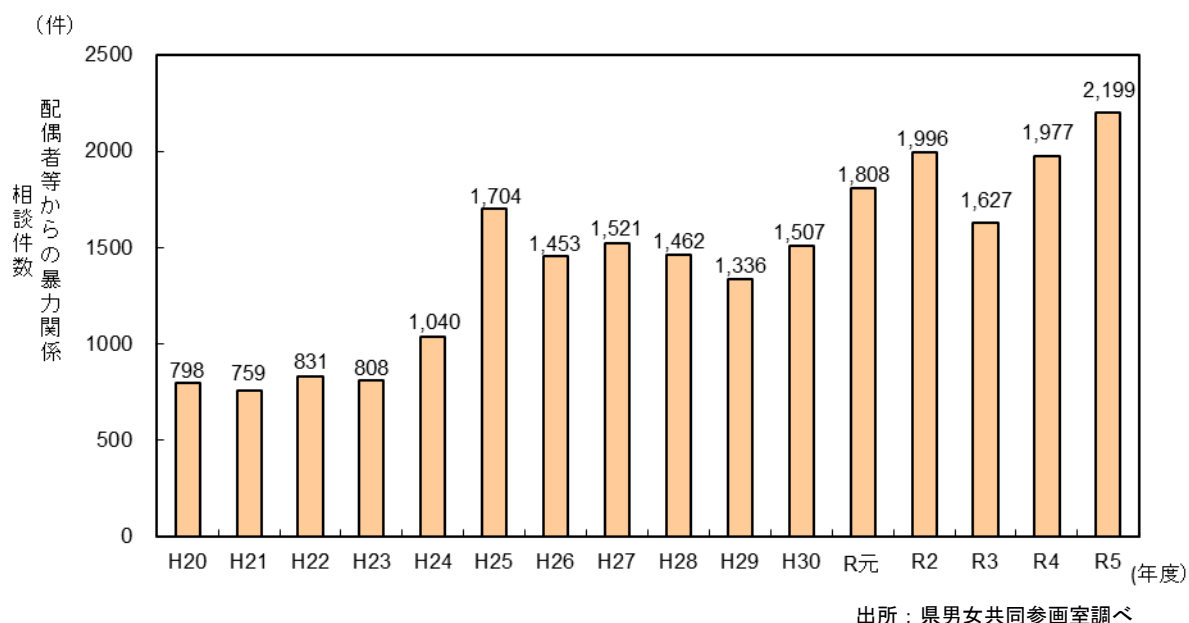
出所：厚生労働省 「衛生行政報告例」

○ 重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

30 配偶者等からの暴力〔本県〕

県女性相談支援センター、県男女共同参画センター及び地域振興局・支庁（7箇所）の保健福祉環境部、市町村の配偶者暴力相談支援センター（10箇所）の計19箇所における令和5年度の相談件数は、2,199件となり、前年度（1,977件）に比べて、222件増加している。

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付状況の推移



● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の受付状況（令和5年度）【単位：件】

区 分	DV関係相談
県女性相談支援センター	129
県男女共同参画センター	459
地域振興局・支庁の保健福祉環境部	35
県の相談機関の計	623
市町村の配偶者暴力相談支援センター	1,576
合 計	2,199

出所：県男女共同参画室調べ

（注）配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの指定状況

【県指定】県女性相談支援センター、県男女共同参画センター、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部（7箇所）

【市町村指定】知名町（平成23年11月）、薩摩川内市（平成25年4月）、鹿児島市（平成25年7月）

鹿屋市（平成27年4月）、始良市（平成27年4月）、日置市（平成29年4月）

和泊町（平成31年4月）、霧島市（令和2年4月）、出水市（令和4年4月）、志布志市（令和5年4月）

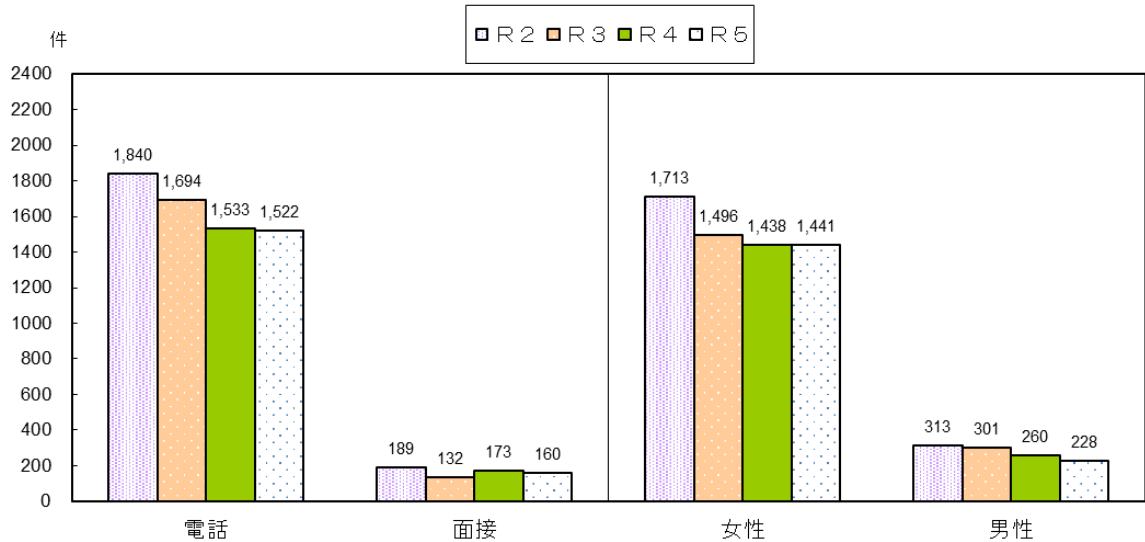
3 1 県男女共同参画センターにおける相談状況

令和5年度の県男女共同参画センターにおける相談件数は、一般相談 1,712 件（電話 1,552 件、面接 160 件）、専門相談 76 件の計 1,788 件となっている。

一般相談の相談者を男女別にみると、女性が 1,441 件と8割を超えている。相談内容としては、「夫婦関係の問題」に関する相談が 994 件と最も多く、相談内容の約3割となっている。

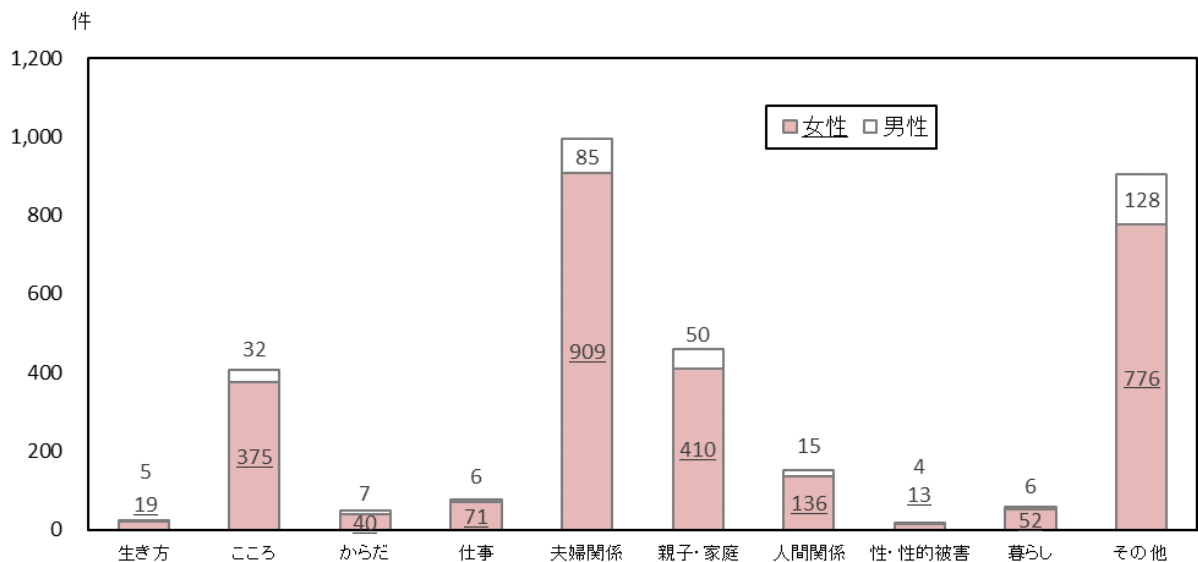
なお、DVやセクハラなどの暴力行為等に関する相談は 673 件であり、前年度（683 件）に比べて、10 件減少している。

● 男女共同参画センター：一般相談における相談方法別・男女別相談受付状況の推移



出所：県男女共同参画センター調べ

● 男女共同参画センター：一般相談における相談内容別件数（令和5年度）



出所：県男女共同参画センター調べ

● 県男女共同参画センターにおける暴力行為等関係の相談内容（令和5年度） 【単位：件】

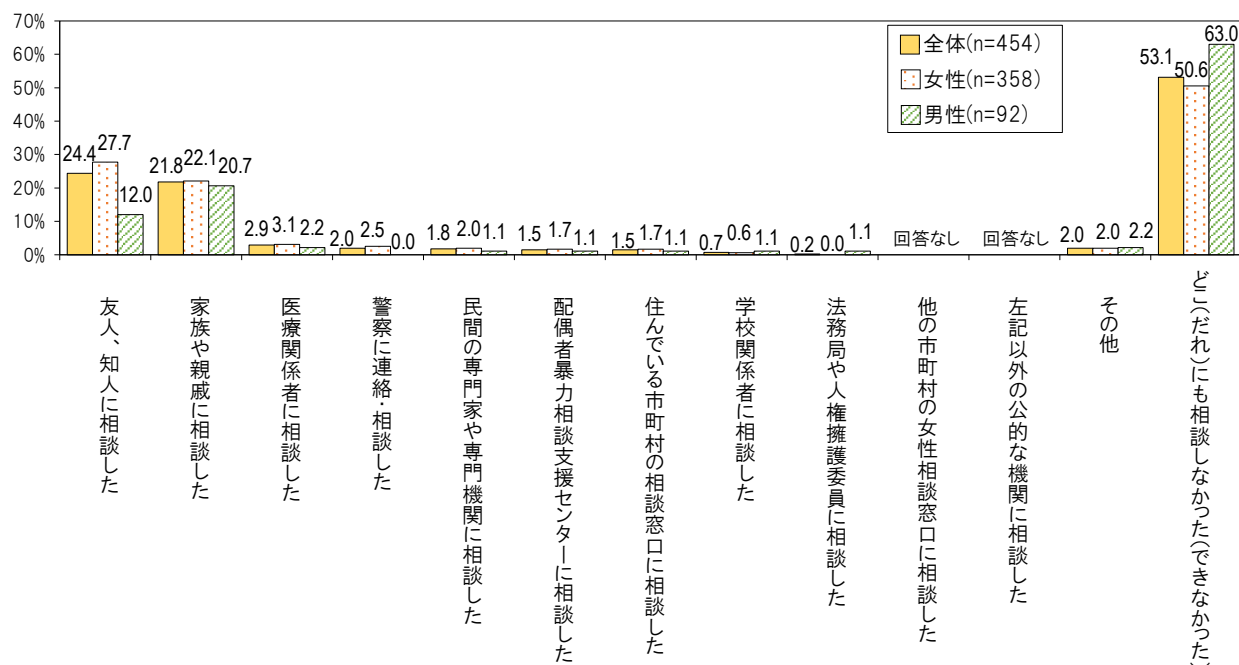
区分	DV	デートDV	虐待	セクハラ	ストーカー	家庭内暴力	その他	計
相談件数	461	5	190	1	5	9	2	673

出所：県男女共同参画センター調べ

3 2 暴力や嫌がらせ等についての相談先〔本県〕

令和3年度県民意識調査によると、暴力や嫌がらせ等についての相談は、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」（53.1%）と回答した割合が最も高く、次いで「友人、知人に相談した」（24.4%）、「家族や親戚に相談した」（21.8%）の順となっている。

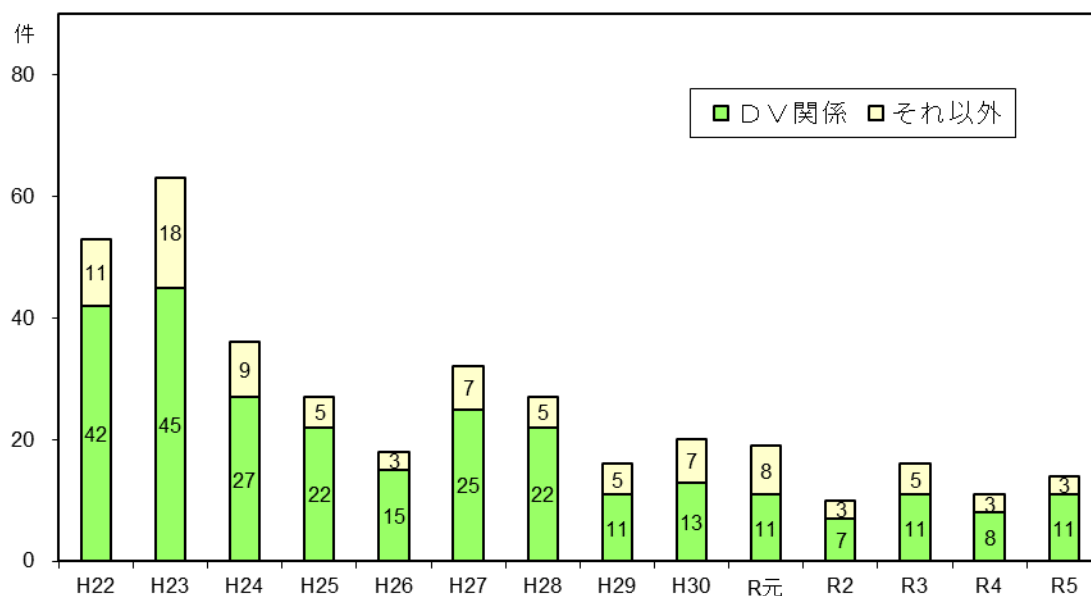
※暴力や嫌がらせ等を受けた経験がある人のみ回答：454人（複数回答）



出所：県男女共同参画室 「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

3 3 一時保護施設における一時保護の状況の推移〔本県〕

県内の一時保護施設においては、緊急に保護することが必要と認められる困難な問題を抱える女性等について、一時保護を行っている。令和5年度の入所状況をみると、一時保護件数14件のうちDV関係が11件となっており、全体の78.6%となっている。

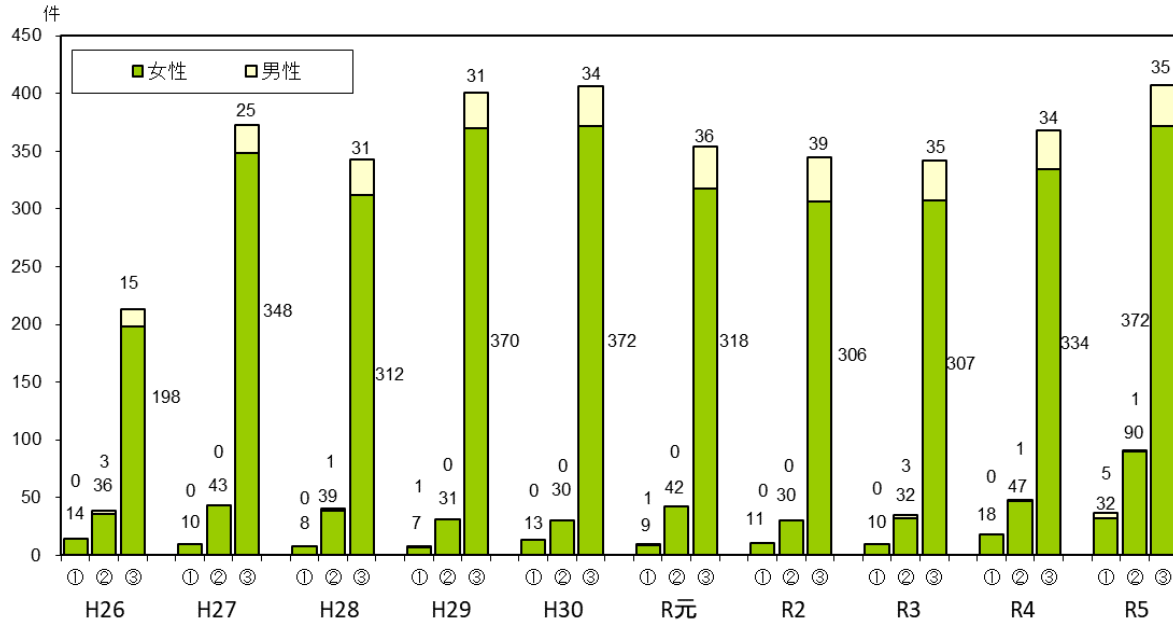


出所：県女性相談支援センター調べ

3 4 性犯罪，ストーカー行為の被害認知状況の推移〔本県〕

性犯罪（強制性交等，強制わいせつ）やストーカー行為について，県警察本部における被害認知状況をみると，令和５年は不同意性交等が３７件，不同意わいせつが９１件，ストーカー行為が４０７件となっている。特にストーカー行為の被害が多く，被害者の約９割は女性となっている。

①不同意性交等 ②不同意わいせつ ③ストーカー行為

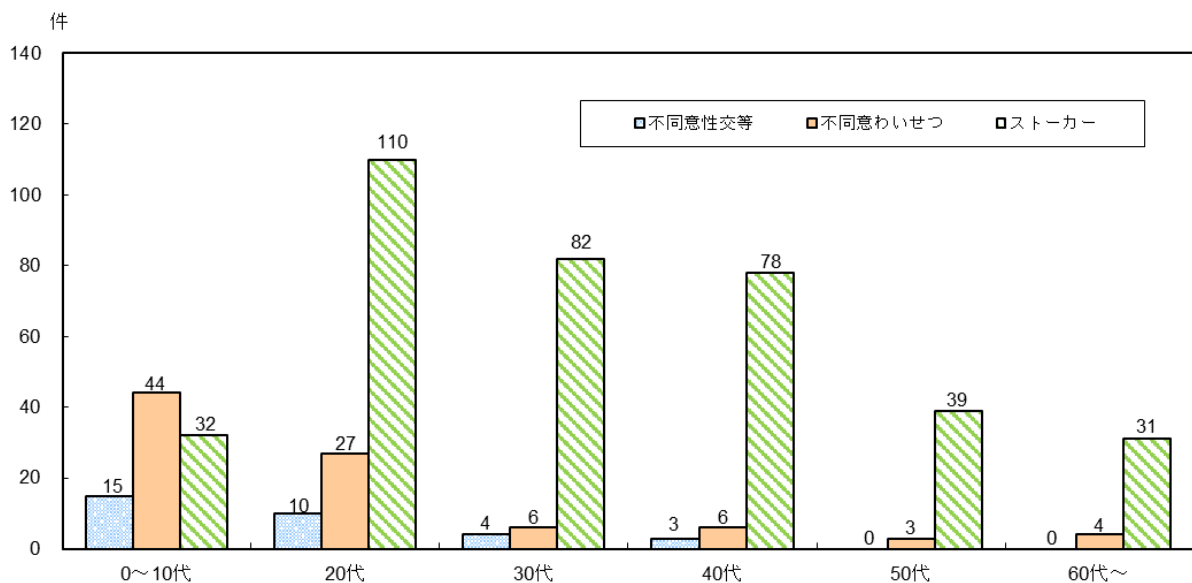


(注) 令和４年以前の①及び②については，法改正前の「①強制性交等」及び「②強制わいせつ」の件数を計上

出所：県警察本部調べ

3 5 性犯罪，ストーカー行為の年齢階級別被害認知状況〔本県・女性〕

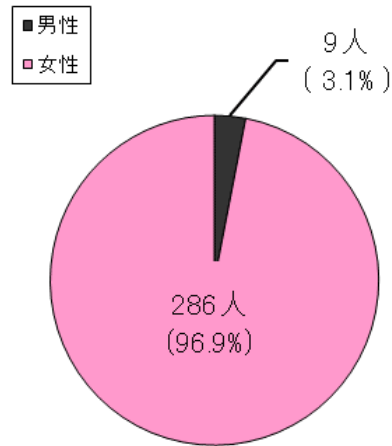
令和５年の女性の性犯罪，ストーカー行為の被害のうち，不同意わいせつについて年齢別にみると，０～１０代と２０代で全体の約８割となっている。



出所：県警察本部調べ

3 6 配偶者暴力事案における被害者の性別〔本県〕

令和5年の配偶者暴力事案における被害者は、全体で295人、うち女性が286人（96.9%）、男性が9人（3.1%）となっている。

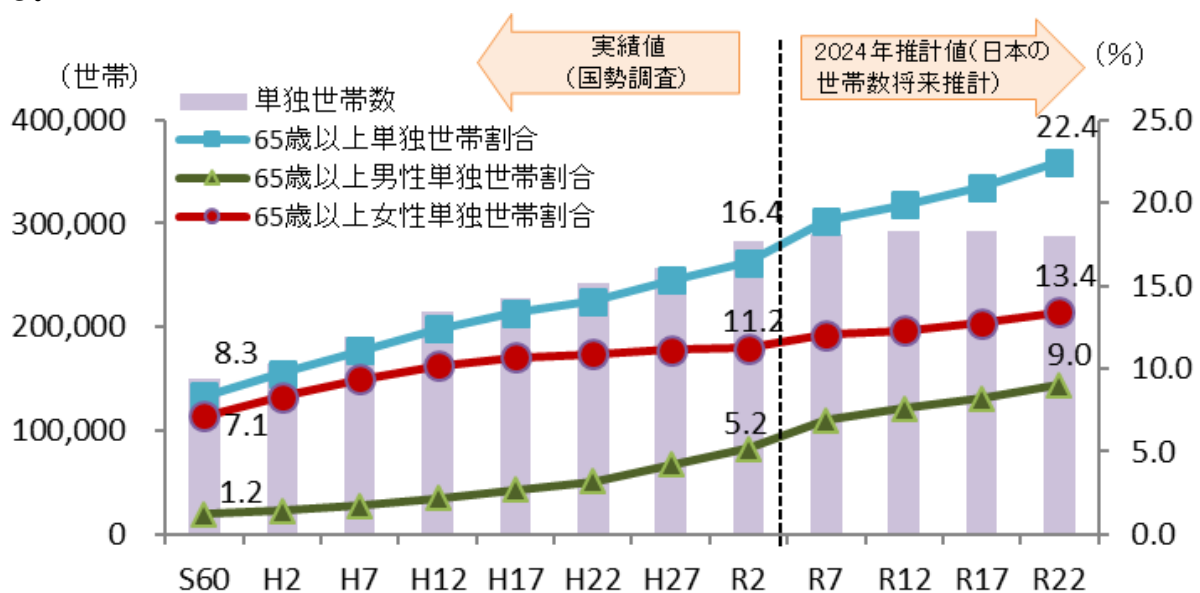


出所：県警察本部調べ

○ 重点目標5 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

3 7 単独世帯数、一般世帯数に占める65歳以上単独世帯（性別）の割合の推移・将来推計〔本県〕

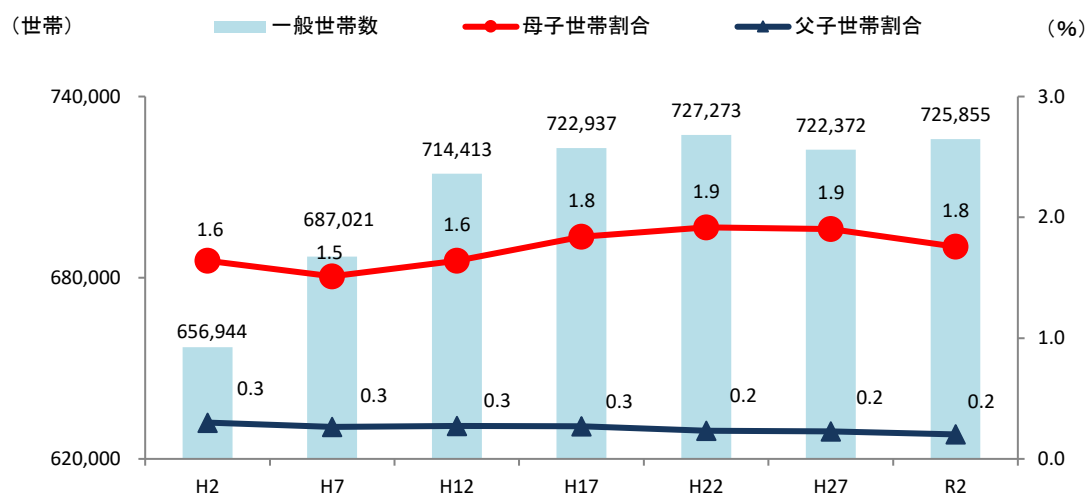
65歳以上の高齢単独世帯は増加傾向にあり、特に高齢女性の単独世帯は、男性の2倍以上となっている。



出所：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計（都道府県別推計）（2024年推計）」

38 一般世帯数、一般世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移〔本県〕

世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高い状態で推移している。

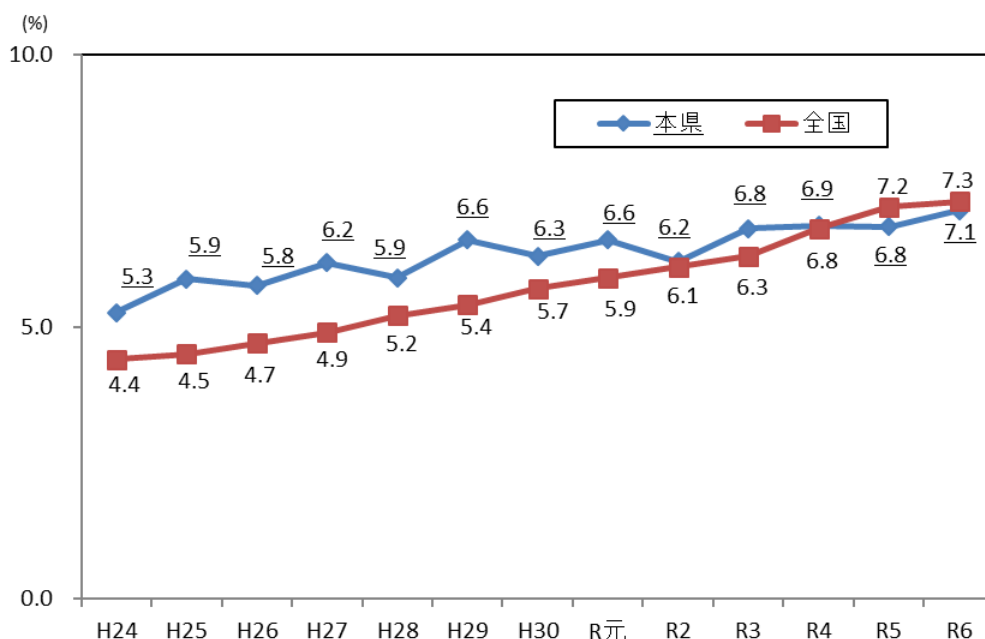


出所：総務省「国勢調査」

○ 重点目標6 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

39 自治会組織の代表者における女性の割合の推移〔本県・全国〕

自治会、区会、町内会、公民館などの自治会組織における代表者（会長、館長など）総数に占める女性の割合は、令和6年度で7.1%（前年6.8%）となっている。

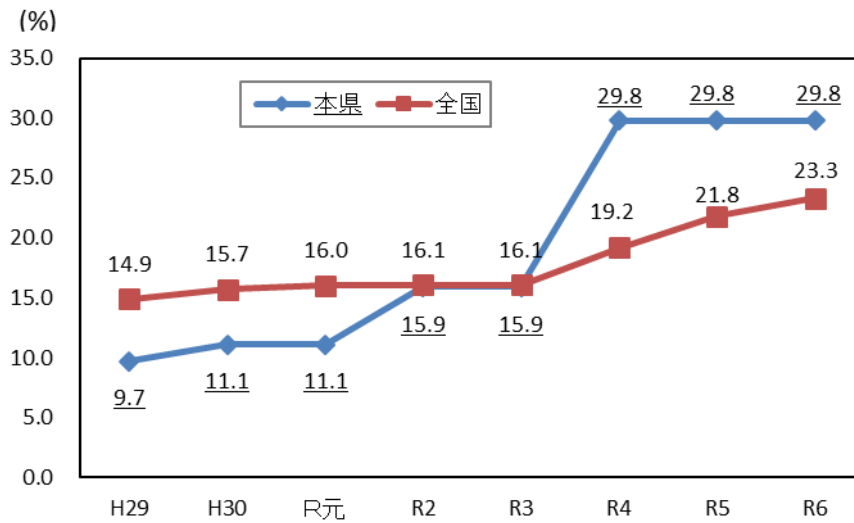


出所：県男女共同参画室調べ

内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

40 都道府県防災会議における女性委員の割合の推移〔本県・全国〕

都道府県防災会議における女性委員の割合は、令和6年4月現在で29.8%（前年29.8%）となっている。



出所：内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(現状数値)

重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進

項目		現状 ※()は全国																					
男女平等であると感じる人の割合〔県：R3 年度，全国：R4年度〕 (出所) ・県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」 ・内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」	家庭の中で	42.8%(31.7%)																					
	男性	51.2%(38.8%)																					
	女性	36.9%(25.6%)																					
	学校教育の中で	57.9%(68.1%)																					
	男性	64.1%(73.7%)																					
	女性	53.9%(63.2%)																					
	職場の中で	27.6%(26.4%)																					
	男性	30.2%(31.0%)																					
	女性	25.9%(22.5%)																					
	地域社会の中で	27.2%(40.2%)																					
	男性	34.9%(46.7%)																					
	女性	21.7%(34.7%)																					
	法律や制度で	34.9%(37.0%)																					
	男性	44.6%(45.1%)																					
	女性	28.2%(30.0%)																					
	社会通念，慣習・しきたりなどで	15.1%(12.9%)																					
	男性	20.9%(16.4%)																					
	女性	10.9%(9.9%)																					
県内の高等学校における学科別入学状況(全日制) (出所)文部科学省，県統計課「令和 5 年度学校基本統計」から県男女共同参画室が作成	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>男性</th><th>女性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td><td>46.1%</td><td>47.4%</td></tr> <tr> <td>工業科</td><td>23.7%</td><td>3.6%</td></tr> <tr> <td>商業科</td><td>11.4%</td><td>16.6%</td></tr> <tr> <td>家庭科</td><td>1.2%</td><td>8.5%</td></tr> <tr> <td>看護科</td><td>0.9%</td><td>6.8%</td></tr> <tr> <td>その他計</td><td>16.7%</td><td>17.2%</td></tr> </tbody> </table> ※ 小数点以下第2位を四捨五入しているのので，内訳の合計は必ずしも 100%にはならない。			男性	女性	普通科	46.1%	47.4%	工業科	23.7%	3.6%	商業科	11.4%	16.6%	家庭科	1.2%	8.5%	看護科	0.9%	6.8%	その他計	16.7%	17.2%
	男性	女性																					
普通科	46.1%	47.4%																					
工業科	23.7%	3.6%																					
商業科	11.4%	16.6%																					
家庭科	1.2%	8.5%																					
看護科	0.9%	6.8%																					
その他計	16.7%	17.2%																					
高等学校卒業者の大学(学部)進学率 (出所)文部科学省「令和6年度学校基本統計」から県男女共同参画室が作成	男性：40.5%(59.6%) 女性：36.1%(56.9%)																						

重点目標2 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備

項目		現状 ※()は全国	出所
セクシュアルハラスメント防止に関する措置を実施している事業所		80.7%	県雇用労政課「令和4年度労働条件実態調査」
鹿児島労働局に寄せられた相談件数 〔R5 年度〕	セクシュアルハラスメント	154 件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ
	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱	34 件	
	妊娠・出産等に関するハラスメント	10 件	
一般労働者における男女間所定内給与格差(男性の所定内給与額を 100 とする)		76.6%(74.8%)	厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」
育児をしている者の有業率		男性:99.3%(99.0%) 女性:78.7%(73.4%)	総務省、県統計課「令和4年就業構造基本調査」
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出事業所(従業員 100 人以下)〔R6.9〕		103 社	厚生労働省公表資料
介護休業制度を導入している事業所の割合		84.2%	県雇用労政課「令和5年度労働条件実態調査」
月間実労働時間 (事業所規模5人以上)	総実労働時間	138.5 時間(136.3 時間)	厚生労働省、県統計課「令和5年毎月勤労統計調査」
	うち所定内	129.3 時間(126.3 時間)	
	うち所定外	9.2 時間(10.0 時間)	
会社などの役員を除く雇用者における週間就業時間 60 時間以上の者の割合		男性:6.6%(7.8%) 女性:1.8%(2.8%)	総務省「令和4年就業構造基本調査」から県男女共同参画室が作成
年次有給休暇取得率		62.0%(62.1%)	県雇用労政課「令和5年度労働条件実態調査」、厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」
テレワークを実施した事業所の割合		16.8%	県雇用労政課「令和5年度労働条件実態調査」
職業訓練・自己啓発をした者の割合		男性:正規 39.3%(41.8%) 非正規 25.1%(26.7%) 女性:正規 44.1%(44.8%) 非正規 23.7%(24.6%)	総務省「令和4年就業構造基本調査」
起業者に占める女性の割合		21.5%(22.3%)	総務省「令和4年就業構造基本調査」から県男女共同参画室が作成
各種委員会等委員に占める女性の割合 〔R5 年度末(自治体による)〕 ※各種委員会等とは、地方自治法第 180 条の5に基づき設置されている執行機関(自治体により設置していないものもある。)	県	19.0%(22.6%)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
	市町村	18.6% ※広域圏で設置しているものを除く	
	うち農業委員会委員に占める女性の割合 〔R5.10〕	16.3%(14.0%)	農林水産省「農業委員会及び農協の女性登用の促進に関する状況」

商工関係団体役員に占める女性の割合	商工会議所 〔R6.6(R4.3)〕	5.0%(3.1%)	県商工政策課調べ、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
	商工会連合会 〔R6.6(R5.4)〕	10.5%(6.1%)	
	商工会 〔R6.6(R5.4)〕	5.5%(8.4%)	
農協役員に占める女性の割合 〔R6.8(R5 年度末)〕		12.9%(10.7%)	県農業経済課調べ、農林水産省「農業委員会及び農協の女性登用の促進に関する状況」
漁協役員に占める女性の割合 〔R5 事業年度末(R4 事業年度末)〕		1.1%(0.5%)	県水産振興課調べ、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
森林組合役員に占める女性の割合 〔R4 事業年度末(R4 年度末)〕		1.1%(1.0%)	県環境林務課調べ、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
防災会議委員に占める女性の割合 〔R5 年度末(自治体による)〕	県	29.8%(23.3%)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
	市町村	8.0%(11.3%)	

重点目標3 生涯を通じた健康支援

項目		現状 ※()は全国	出所
健康寿命		男性:73.40 歳(72.68 歳) 女性:76.23 歳(75.38 歳)	厚生労働省第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料「健康寿命の令和元年値について」
生活習慣病による死亡割合	悪性新生物<腫瘍>	男性:25.0% (27.6%) 女性:17.9% (20.8%)	厚生労働省「令和5年人口動態統計」
	脳血管疾患	男性:7.3% (6.4%) 女性:7.3% (6.8%)	
	心疾患(高血圧性を除く)	男性:13.0% (14.1%) 女性:15.3% (15.3%)	
自殺による死亡割合		男性:1.6% (1.8%) 女性:0.5% (0.9%)	
乳房の悪性新生物<腫瘍>による死亡割合		女性:1.5% (2.0%)	
喫煙率(20 歳以上・「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」)		男性:28.2%(25.4%) 女性:6.5%(7.7%)	厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から県男女共同参画室が作成
過去1年間の自由時間にスポーツ活動を行った者の割合		男性:66.4%(69.9%) 女性:60.9%(63.3%)	総務省「令和3年社会生活基本調査」

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

項目	現状 ※()は全国	出所
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力についての相談受付状況 〔R5 年度〕	2,199 件(126,743 件)	県男女共同参画室調べ、内閣府公表資料

警察における配偶者等からの暴力事案相談・対応状況[R4 年]	相談件数	6,789 件	県警察本部調べ
	検挙件数	31 件	
	保護命令	23 件	
警察におけるストーカー事案相談・対応状況[R4 年]	相談件数	6,448 件	
	検挙件数	66 件	
	警告	1 件	
	禁止命令	64 件	
性犯罪事件の認知・検挙状況[R5 年]	件数	128 件 (うち、被疑者検挙 75 件)	県警察本部「鹿児島の犯罪」
鹿児島労働局に寄せられたセクシュアルハラスメントに関する相談件数[R5 年度]【再掲】		154 件	鹿児島労働局雇用環境・均等室調べ

重点目標5 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

項目	現状 ※()は全国	出所
20 歳から 34 歳までの就業率	男性:79.7% (69.5%) 女性:73.3% (64.4%)	総務省「令和2年国勢調査」から県男女共同参画室が作成
65 歳から 69 歳までの就業率	男性:58.2% (56.6%) 女性:43.4% (38.5%)	
一般労働者における男女間所定内給与格差(男性の所定内給与額を 100 とする)【再掲】	76.6%(74.8%)	厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」
無配偶者における非正規雇用者の割合	男性:25.3% (25.6%) 女性:39.5% (41.6%)	総務省「令和2年国勢調査」から県男女共同参画室が作成
無配偶者の非正規の職員・従業員のうち、現職の雇用形態についている理由が「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合	男性:6千人(556 千人) 17.4%(16.1%) 女性:6千人(677 千人) 11.0%(13.1%)	総務省「令和4年就業構造基本調査」から県男女共同参画室が作成
若年無業者(※)の割合[R4 年度]	男性:4.3% (3.0%) 女性:2.0% (2.1%)	総務省「令和4年就業構造基本調査」

(※)15～34 歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下(①及び②)の者をいう。

①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者、②就業を希望していない者

重点目標6 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

項目	現状 ※()は全国	出所
自治会組織の代表者における女性の割合[R6 年(自治体による)]	7.1%(7.3%)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
PTA 会長(小中学校)に占める女性の割合[R6 年(R6.1)]	14.9%(18.2%)	県男女共同参画室調べ、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
女性消防団員のいない消防団の数[R6.4]	県下 43 団体中1団体 (全国 2,174 団体中 428 団体)	県消防保安課調べ、総務省「消防団の組織概要等に関する調査」
市町村における避難所管理運営マニュアルの策定[R6.3]	39 市町村	県危機管理課調べ